

令和3年4月22日
広域防災局

関西圏域における新型コロナウイルス感染症への対応等について

(第17回 関西広域連合 新型コロナウイルス感染症対策本部会議)

【議事】

- ・ 関西圏域における新型コロナウイルス感染症の発生状況等について
- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る検査・医療体制等について
- ・ 府県市民向け宣言について

[資料]

- 別添1-1 関西圏域における新型コロナウイルス感染症の発生状況
- 別添1-2 関西府県の対処方針
- 別添2 新型コロナウイルス感染症に係る検査・医療体制等
- 別添3 全国知事会緊急提言等
- 別添4 新型コロナウイルスの感染急拡大を受けた緊急提言
- 別添5 府県市民向け宣言
- 別添6 緊急事態宣言の発出に関する国への要請文

関西圏域における新型コロナウイルス感染症の発生状況

1. 関西圏域におけるステージ判断指標の状況

4月19日0:00時点

府県	人口 (千人)	医療提供体制等の負荷				感染の状況			参考 直近1週間 とその前1 週間の比
		入院医療		重症者用病床 確保病床 使用率	療養者数 (対人口 10万人)	PCR検査 陽性率	新規陽性者 数(対人口 10万人)	感染経路 不明者の 割合	
		確保病床 使用率	入院率						
滋賀県	1,414	51.6%	53.2%	4.1%	22.1	8.6%	16.9	38.9%	2.03
京都府	2,583	57.9%	27.1%	28.9%	35.7	6.9%	24.9	51.3%	1.23
大阪府	8,809	81.4%	12.3%	97.6%	153.0	8.1%	87.9	64.8%	1.31
兵庫県	5,466	79.6%	17.0%	69.8%	72.0	15.5%	54.9	47.7%	1.59
奈良県	1,330	74.3%	32.9%	70.0%	64.2	10.3%	41.5	55.8%	0.96
和歌山県	925	84.3%	100.0%	33.3%	33.7	15.0%	24.8	21.8%	1.15
鳥取県	556	25.5%	85.4%	0.0%	17.3	1.0%	7.2	25.0%	1.67
徳島県	728	66.4%	50.5%	24.0%	41.9	20.2%	31.0	16.4%	1.88
関西計	21,811	72.4%	17.7%	64.7%	92.7	9.1%	58.1	57.4%	1.35

〈ステージ判断基準〉

ステージⅢ(感染急増)	20%以上	40%以下	20%以上	20人以上	5%以上	15人以上	50%以上	—
ステージⅣ(感染爆発)	50%以上	25%以下	50%以上	30人以上	10%以上	25人以上	50%以上	—

(出所) 政府新型コロナウイルス感染症対策分科会

2. 感染者の現状

4月19日0:00時点

区分	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	徳島県	計	%		
新規感染患者数※1	3,204	10,924	68,688	25,739	5,079	1,778	341	939	116,692	100.0		
内訳	R2.1/28~ R2.6/15	100	360	1,787	699	92	63	3	5	3,109	2.7	
	R2.6/16~ R2.10/24	437	1,611	10,189	2,426	533	207	32	159	15,594	13.4	
	R2.10/25~ R3.2/28	1,930	7,092	35,147	14,843	2,733	893	175	288	63,101	54.1	
	R3.3/1~	737	1,861	21,565	7,771	1,721	615	131	487	34,888	29.9	
全療養者	312	922	14,096	3,936	854	312	96	305	20,833	17.9		
内訳	入院	重症 ※2	2	11	302	81	21	8	0	6	431	0.4
		中等症・ 軽症・ 無症状	164	239	1,355	587	260	304	82	148	3,139	2.7
	自宅療養	12	465	8,149	1,048		0	0	0	9,674	8.3	
	宿泊療養	123	173	1,100	500	173	0	14	151	2,234	1.9	
	調整中	11	34	3,190 ※3	1,720	400	0	0	0	5,355	4.6	
退院	2,832	9,823	53,319	21,177	4,164	1,419	243	607	93,584	80.2		
死亡	60	179	1,273	626	61	19	2	27	2,247	1.9		

※1 和歌山県は新規感染患者数に県外入院等が含まれるため、県内入院等を計上する全療養者数等と一致しない。

※2 京都府は重症者について独自に人工呼吸器管理又は体外式心肺補助 (ECMO) による管理が必要な方を計上。

※3 府外保健所への所管替事例 (他府県における療養中・療養調整中) 621名を含む。

(参考) 直近の感染者数 (公表日ベース)

区分	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	徳島県	計
4/14(水)	36	125	1,130	507	94	44	6	25	1,967
4/15(木)	43	107	1,208	493	81	33	8	30	2,003
4/16(金)	40	100	1,209	510	89	34	5	30	2,017
4/17(土)	39	92	1,161	537	91	37	8	44	2,009
4/18(日)	31	116	1,220	406	79	44	3	38	1,937
4/19(月)	29	110	719	293	85	30	2	36	1,304
4/20(火)	44	120	1,153	427	80	56	7	25	1,912

(報道資料を基に作成)

3. 感染経路 (3月1日以降 ※4)

4月19日0:00時点

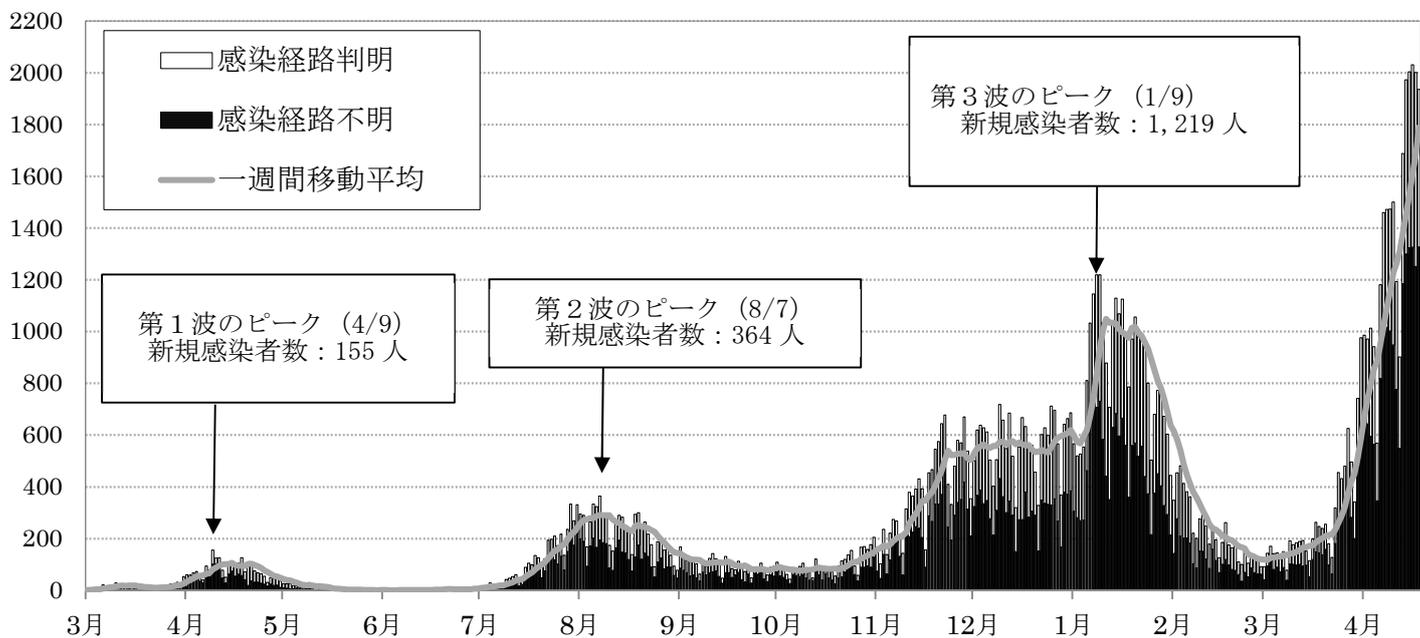
区分	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	徳島県	計	%
飲食店・飲み会	28	63	19	108	113	61	30	39	461	1.3
家族	186	501	3,291	2,023	407	217	24	46	6,695	19.2
医療施設	11	113	223	188	64	4	0	94	697	2.0
社会福祉施設	15		638	376	37	10	0	0	1,076	3.1
学校	29	54	121	242	36	17	12	21	532	1.5
職場（上記以外）	41	158	242	527	93	43	11	65	1,180	3.4
濃厚接触者等（上記以外）	147	105	3,676	445	98	159	28	110	4,768	13.7
感染経路不明（調査中含む）	280	867	13,355	3,862	873	104	26	112	19,479	55.8
合計	737	1,861	21,565	7,771	1,721	615	131	487	34,888	100.0

※4 3月1日とは、京都府、大阪府、兵庫県への緊急事態宣言が解除され、新たな継続的増加が見られるようになった日

4. 関西圏域における新型コロナウイルス感染症の新規感染者数の推移

(人)

4月19日0:00時点

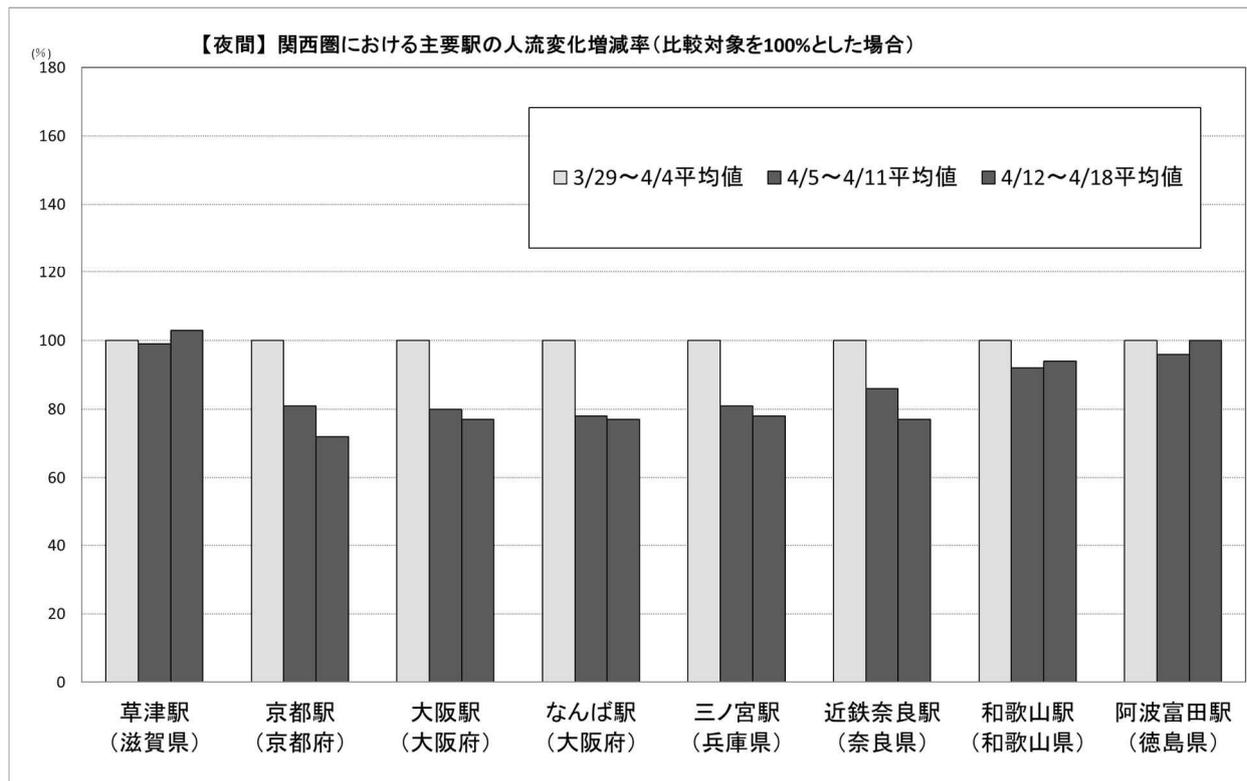


(構成府県の公表資料より集計)

5. 関西圏主要駅の人流変化分析（まん延防止等重点措置前を100%とした場合※5）

【夜間（21時台）】

4月19日 0:00 時点

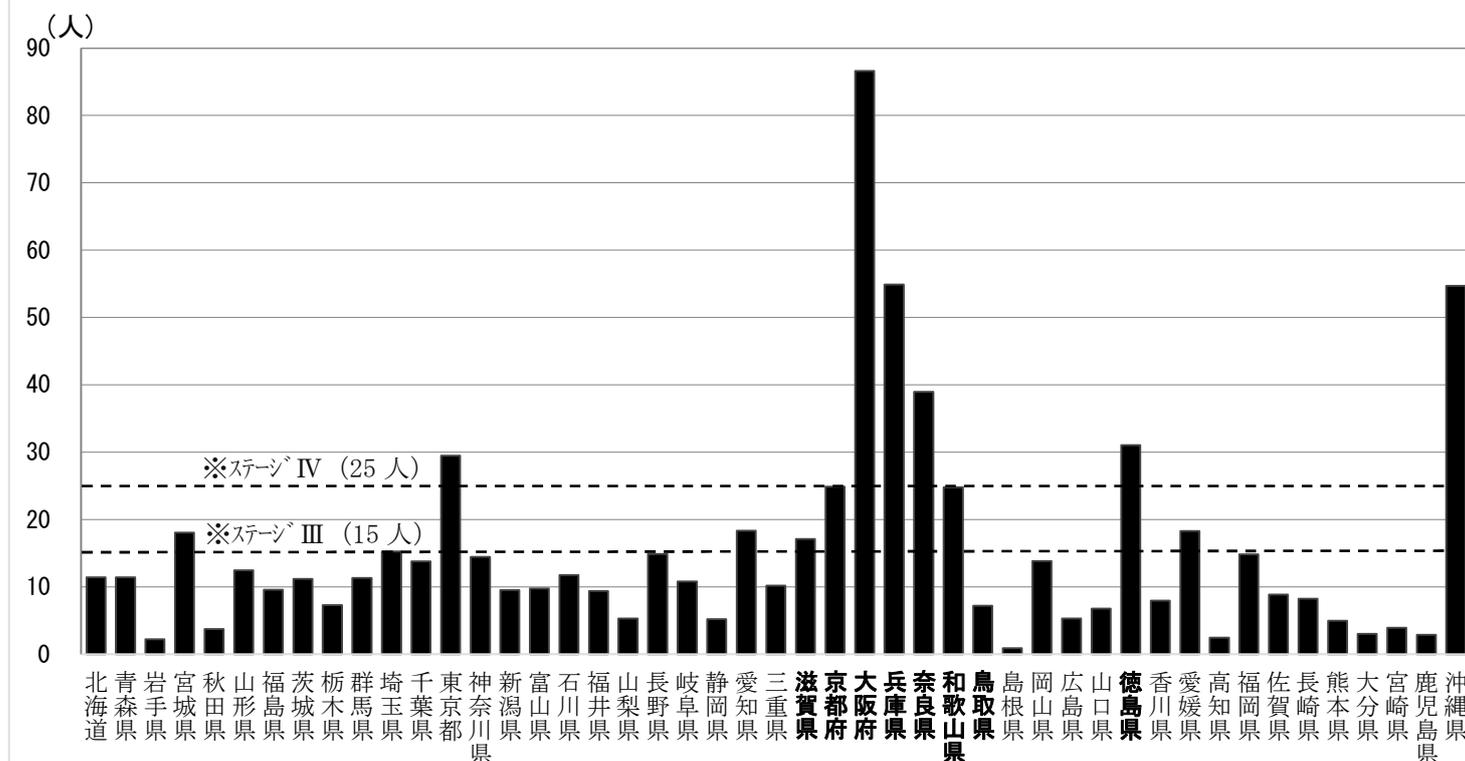


※5 まん延防止等重点措置前の数値は、令和3年3月29日～4月4日の間の平均値

(データ提供) 株式会社 Agoop

(参考) 人口10万人に対する直近1週間の感染者数(4/12~4/18)

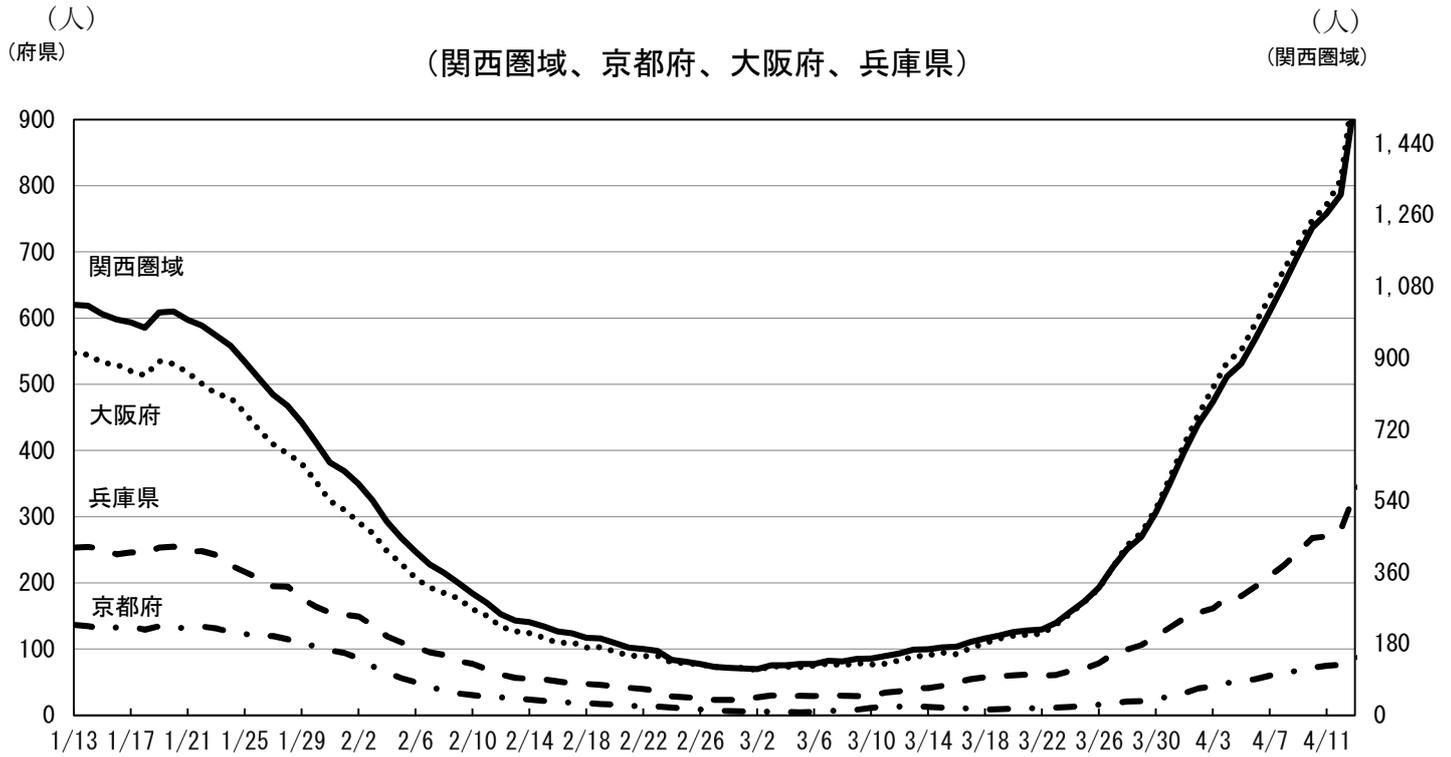
4月19日 0:00 時点



※政府新型コロナウイルス感染症対策分科会 ステージ判断基準

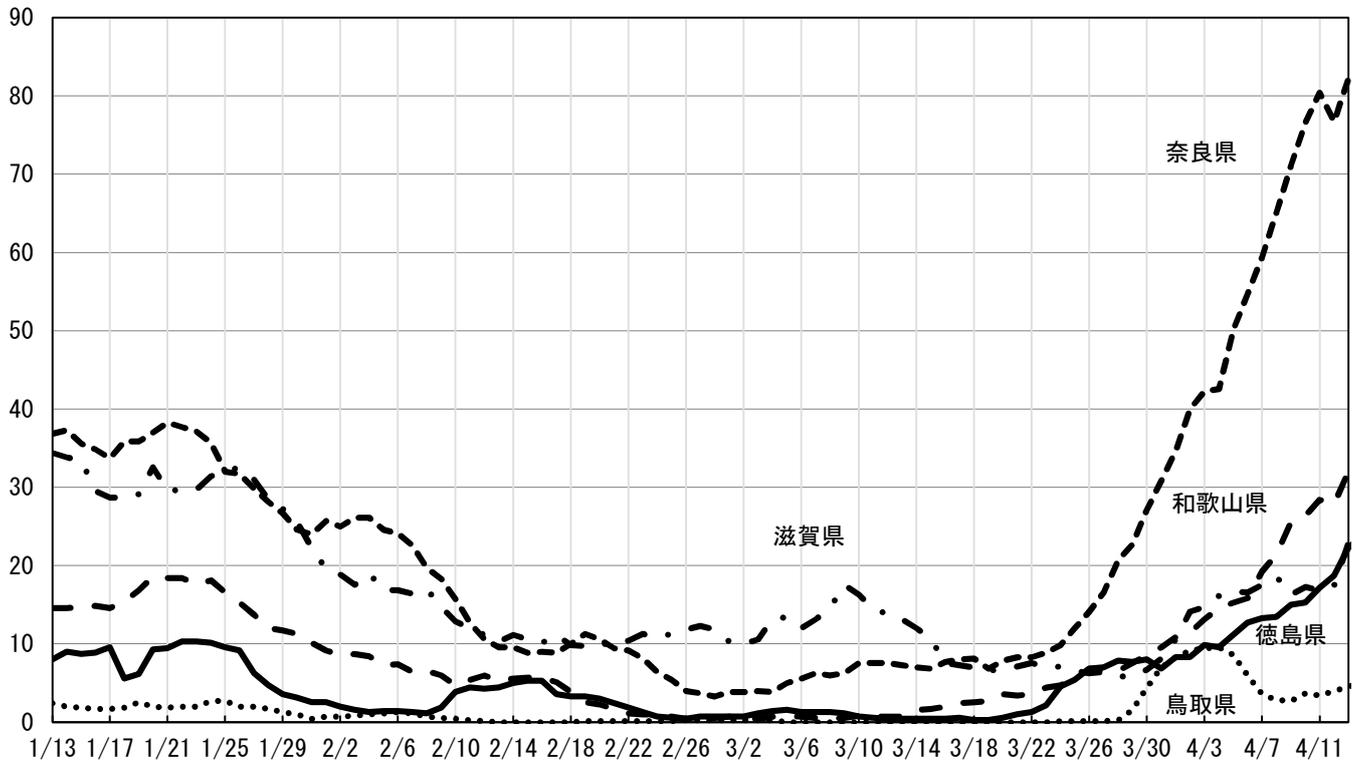
(NHK 報道資料より集計)

(参考) 関西3府県への緊急事態宣言後の新規感染者数の推移 (1週間移動平均)



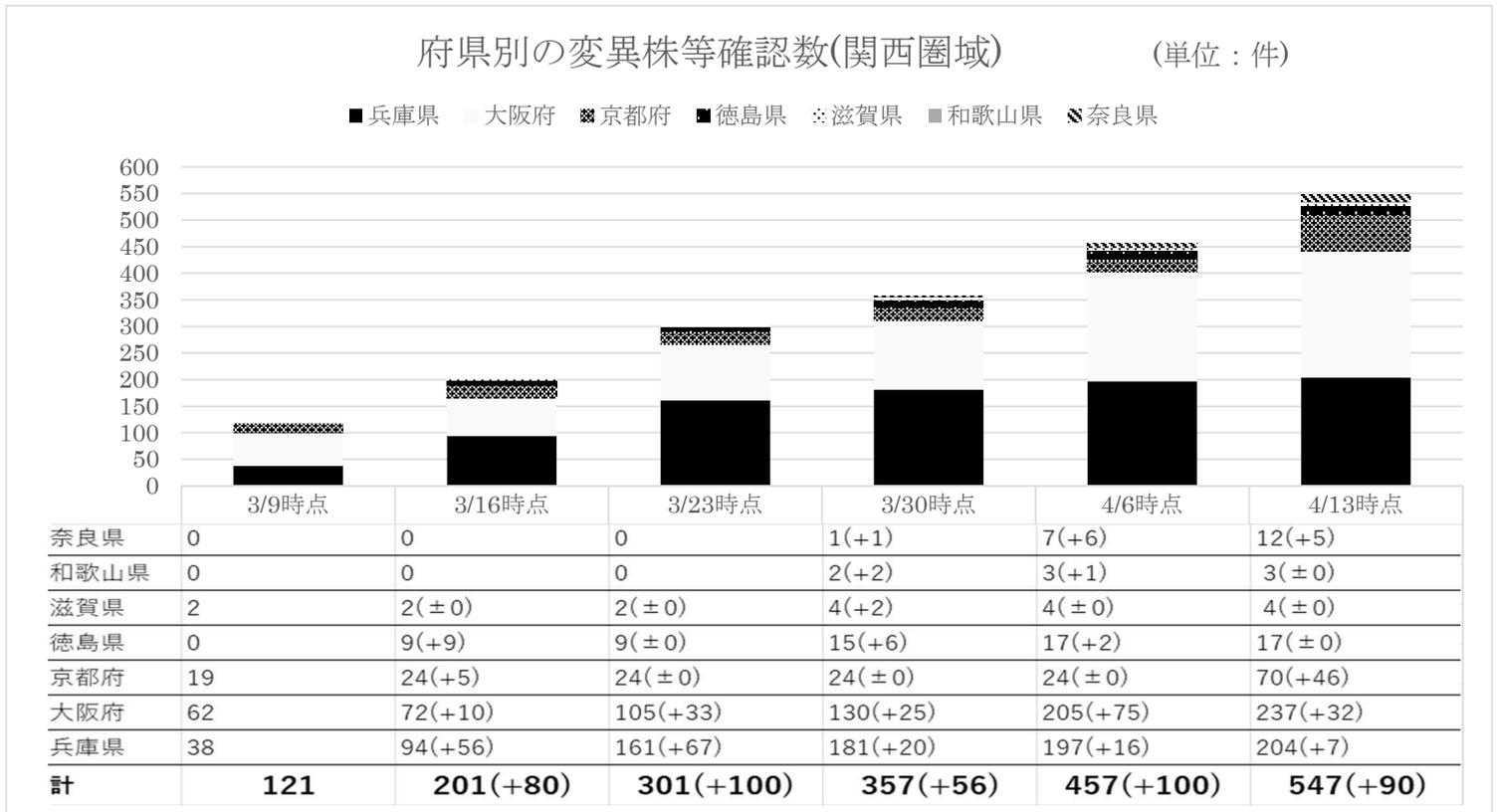
(構成府県の公表資料より集計)

(人) (滋賀県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県)



(構成府県の公表資料より集計)

(参考) 関西圏域の変異株 (ゲノム解析) 確認数の推移



(出所) 厚生労働省資料を基に作成

(参考) 都道府県別の変異株 (ゲノム解析) 確認数

都道府県別の変異株 (ゲノム解析) 確認数

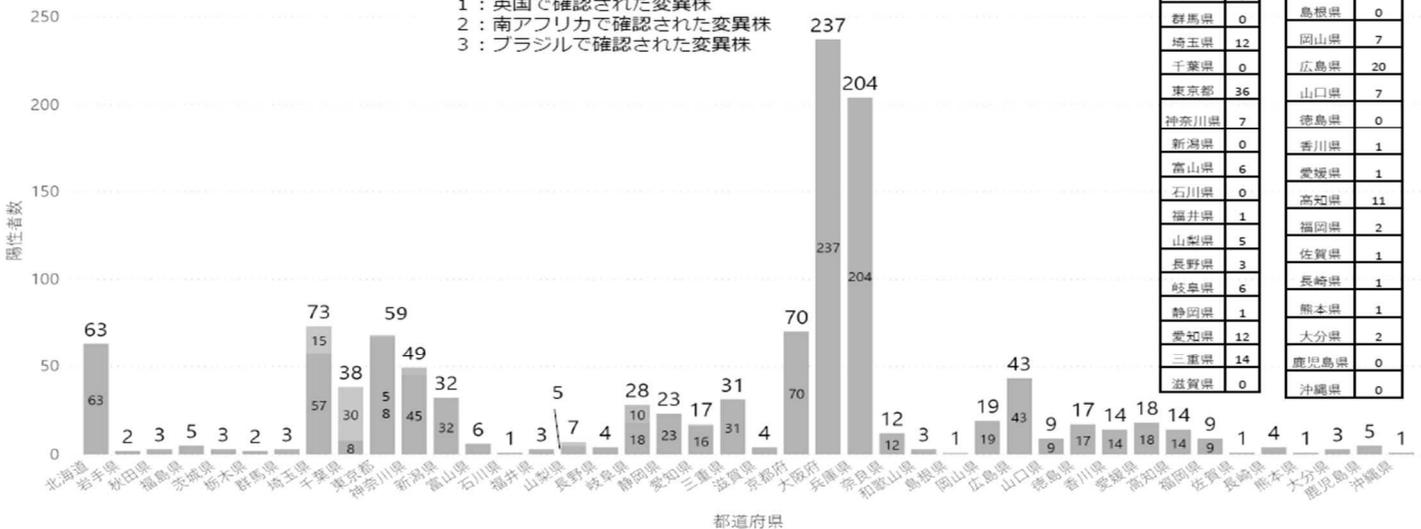
4月13日時点
括弧内は4/7公表との比較※2

- 国内事例1,141例 (+255)、検疫200例 (+48) の合計1,341例 (+303) を確認※1
- 国内事例のうち、英国1,076例 (+261) 南アフリカ15例 (+0) ブラジル50例 (+0) ※2
- ※42都道府県 (新たに岩手県、富山県、佐賀県、熊本県) で確認。

【4/7公表からの増加数】※2

北海道	3	京都府	46
岩手県	2	大阪府	32
秋田県	1	兵庫県	7
福島県	0	奈良県	5
茨城県	2	和歌山県	0
栃木県	0	鳥根県	0
群馬県	0	岡山県	7
埼玉県	12	広島県	20
千葉県	0	山口県	7
東京都	36	徳島県	0
神奈川県	7	香川県	1
新潟県	0	愛媛県	1
富山県	6	高知県	11
石川県	0	福岡県	2
福井県	1	佐賀県	1
山梨県	5	長崎県	1
長野県	3	熊本県	1
岐阜県	6	大分県	2
静岡県	1	鹿児島県	0
愛知県	12	沖縄県	0
三重県	14		
滋賀県	0		

ゲノム解析結果 (都道府県別) ●1 ●2 ●3



※1 国内事例は公表日前日までにHER-SYSで把握した累計を自治体へ協議した上で計上。検疫は公表日前日までに厚生労働省で把握した累計を計上。
 ※2 4月7日公表後にHER-SYS上で事例削除・変更等された事例があることから、4月6日時点と4月13日時点との事例数の差分につき、一致しない可能性がある。

(出所) 厚生労働省

関西府県の対応方針（4月19日時点）

府県	自粛要請・解除の判断基準					府県民への要請					事業主への要請					その他				
滋賀県	「コロナとのつきあい方滋賀プラン」を示し、客観的指標により4段階にステージを分け、それぞれステージに応じて必要な対策を講じる。 ＜現状＞4月15日から、警戒ステージ（ステージⅢ）へ引き上げ ＜基準＞					＜感染対策の徹底＞ ・基本的な感染対策の徹底（手洗い、マスクの着用、3つの密の回避など） ・会食する際は感染リスクを下げる工夫を実践 ・家庭でも、咳エチケット、こまめな換気と加湿、取手・ノブなどの共用部分の消毒を実践 ・家族以外の方と接する場面では、感染リスクが高まる「5つの場面」に注意。特に、グラスや箸の共用を控え、会食時であっても会話の際にはマスクを着用 ・感染者が多数確認されている地域では、より注意して行動 ・発熱等の症状がある場合は、自宅で休養 ・新型コロナウイルス感染拡大防止システム「もしサポ滋賀」、接触確認アプリ「COCOA」の活用					＜施設・事業所における感染防止策の徹底＞ ・業種別感染拡大予防ガイドラインに基づく感染防止策の徹底。利用者にも感染防止策への協力を依頼 ・新型コロナウイルス感染拡大防止システム「もしサポ滋賀」導入と「感染予防対策実施宣言書」掲示 ・テレワーク・時差出勤の推進 ＜イベント開催について＞（当面4月末まで） 必要な感染防止策が担保される場合には、収容率と人数上限の小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）とする ○収容率の目安 ①大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの ⇒100%以内 ・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等 ・飲食を伴うが発声はないもの ②大声での歓声・声援等が想定されるもの ⇒50%以内 ・ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等 （※）異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る。）内では座席間隔を設けなくともよい。 ○人数上限の目安 ①収容人数10,000人超 ⇒収容人数の50% ②収容人数10,000人以下⇒5,000人 ○大規模イベントにおける感染防止策の事前相談 ・全国的な移動を伴うイベントや参加者が1,000人を超えるイベントを開催予定の場合の県新型コロナウイルス対策相談センターへの相談					＜滋賀らしい生活三方よし～「新しい生活様式」の実践例～＞ ○「家」でよし ①毎朝、健康チェックし、発熱がある場合は自宅で休む ②家に帰ったらまず丁寧に手洗い ③こまめに換気しつつ、エアコンの温度設定を調整 ④免疫力を向上させる健康づくり ⑤毎日、滋賀県などの感染情報を確認 ⑥通販も利用する ○「外」でよし ①症状がなくてもマスクを着用し、咳エチケットの徹底 ②人との間隔は、できるだけあける ③混んでいる場所や時間帯は避けるなど、人と人との接触機会を減らす ④感染防止策が徹底されていない施設等への外出は控える ⑤会話をする際は、可能な限り真正面は避ける ⑥ピワイチなどにより、滋賀の魅力を改めて感じながら健康増進につなげる ⑦新しい旅のエチケットの実践 ○「社会（滋賀）」よし ①感染者が多数発生している地域への移動は極力控える ②発症した時のため、自分の行動を残す ③テレワークやローテーション勤務の活用 ④業種別感染拡大予防ガイドラインの遵守 ⑤「もしサポ滋賀」の導入と「感染予防対策実施宣言書」の掲示 ⑥接触確認アプリ「COCOA」の導入 ⑦今こそ、一人も取り残さない				
	判断指標		特別警戒ステージ（ステージⅣ）		警戒ステージ（ステージⅢ）		注意ステージ（ステージⅡ）		滋賀らしい生活三方よしステージ～新しい生活様式の実践～（ステージⅠ）		大規模かつ深刻なクラスター連鎖が発生、爆発的な感染爆発により、公衆衛生体制及び医療提供体制が機能不全に陥ることを避ける対応が必要な段階		クラスターが広範囲に多発、感染者が急増し、医療提供体制への負荷がさらに高まる状況		感染者の漸増及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階		感染者の漸増及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階			
	医療体制等への負荷	①病床の逼迫具合	病床全体		・最大確保病床の占有率50%以上		・最大確保病床の占有率20%以上 ・現時点の確保病床数の占有率25%以上		・最大確保病床の占有率10%以上 ・現時点の確保病床数の占有率15%以上		・最大確保病床の占有率10%未満 ・現時点の確保病床数の占有率15%未満		・最大確保病床の占有率50%以上		・最大確保病床の占有率20%以上 ・現時点の確保病床数の占有率25%以上		・最大確保病床の占有率10%以上 ・現時点の確保病床数の占有率15%以上		・最大確保病床の占有率10%未満 ・現時点の確保病床数の占有率15%未満	
			うち重症者用病床		・最大確保病床の占有率50%以上		・最大確保病床の占有率20%以上 ・現時点の確保病床数の占有率25%以上		・最大確保病床の占有率10%以上 ・現時点の確保病床数の占有率15%以上		・最大確保病床の占有率10%未満 ・現時点の確保病床数の占有率15%未満		・最大確保病床の占有率50%以上		・最大確保病床の占有率20%以上 ・現時点の確保病床数の占有率25%以上		・最大確保病床の占有率10%以上 ・現時点の確保病床数の占有率15%以上		・最大確保病床の占有率10%未満 ・現時点の確保病床数の占有率15%未満	
	体監視	②療養者数(入院+自宅+宿泊)		人口10万人当たりの全療養者数25人以上		人口10万人当たりの全療養者数15人以上		人口10万人当たりの全療養者数2人以上		人口10万人当たりの全療養者数未達		人口10万人当たりの全療養者数25人以上		人口10万人当たりの全療養者数15人以上		人口10万人当たりの全療養者数2人以上		人口10万人当たりの全療養者数未達		
		③PCR等陽性率		・10%以上		・10%以上		・2%以上		・2%未満		・10%以上		・10%以上		・2%以上		・2%未満		
	感染状況	④新規報告数		25人/10万人/週以上		15人/10万人/週以上		2人/10万人/週以上		2人/10万人/週未満		25人/10万人/週以上		15人/10万人/週以上		2人/10万人/週以上		2人/10万人/週未満		
⑤直近1週間と先週1週間の比較		直近一週間が先週一週間より多い		直近一週間が先週一週間より多い		直近一週間が先週一週間より多い		—		直近1週間と先週1週間の比較		直近一週間が先週一週間より多い		直近一週間が先週一週間より多い		—				
⑥感染経路不明割合		50%以上		50%以上		20%以上		20%未満		50%以上		50%以上		20%以上		20%未満				
ステージ判断については、参考指標も考慮し、総合的に判断する。判断にあたっては、専門家の意見も聴取 【参考指標】 ・大阪府・京都府等の近隣府県の感染状況・入院患者受け入れ病床の稼働率(ピーク時の入院患者受け入れ病床数) ・感染経路不明の患者数・実行再生産数(Rt)・K値・濃厚接触者を除くPCR等陽性率					＜まん延防止等重点措置等(4/12～5/5)＞ (1)外出の自粛等 (特措法第31条の6第2項、第24条第9項) ・時短要請している飲食店等に、時短営業時間以降みだりに入りしない。 (特措法第24条第9項) ・不要不急の外出・移動の自粛、混雑している場所や時間を避ける ・京都府外への不要不急の往来自粛 ・感染リスクの高い施設(ガイドライン等に基づく感染対策が徹底されていない飲食店、カラオケ店など)の利用自粛 ＜感染再拡大を防ぐためのお願い＞ (1)一人ひとりが、うつらない、うつさない行動を! ・マスクの着用、手洗い、身体的距離の確保、3密の回避などの基本的な感染予防対策の徹底 ・イベント、野外活用の慎重な行動 ・会話時のマスク着用 (2)飲食機会における感染を防ぐために ・飲食時の「きょうとマナー」への協力					＜まん延防止等重点措置等(4/12～5/5)＞ (2)催物(イベント等)の開催制限 ・イベント主催者等に対し、以下の要件に沿った開催を要請(特措法第24条第9項) 【人数上限】5,000人以下 ※大声での歓声等がない場合は:100%以下 ※大声での歓声等が想定される場合は:50%以下 人数上限と収容率による人数のいずれか小さい方を限度 【事前協議】全国的な移動を伴うイベントや参加者が1,000人を超えるイベントは、府に事前相談 (3)施設の使用制限等(京都市内) (特措法第31条の6第1項) ・営業時間の短縮要請(5時～20時、酒類11時～19時) ・従業員の検査奨励、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、手指消毒設備の設置、事業所の消毒、施設の換気、アクリル板の設置又は適切な距離の確保による飛沫感染防止(特措法第24条第9項) ・CO2センサーの設置、業種別ガイドラインの徹底、妨げ設備の利用自粛(特措法によらない働きかけ) ・劇場、集会場、運動施設、遊技場など特措法施行令第11条施設について、5時～20時まで(酒類11時～19時)の営業を働きかけ (4)施設の使用制限(京都市以外)(特措法第24条第9項) ・営業時間の短縮要請(山城・乙訓地域)(5時～21時、酒類11時～20時30分) ・従業員の検査奨励、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、手指消毒設備の設置、事業所の消毒、施設の換気、アクリル板の設置又は適切な距離の確保による飛沫感染防止、CO2センサーの設置、業種別ガイドラインの徹底、妨げ設備の利用自粛 (5)職場への出勤等 テレワークの徹底(特措法第24条第9項) ・出勤者数7割を目指し、テレワークを推進 ・ローテーション勤務、時差出勤等の推進					＜まん延防止等重点措置等(4/16改定)＞ (大学への要請) ・オンライン授業を積極的に活用し、一度に入構する学生数を50%以下に抑える ・大学ガイドライン遵守の徹底 特にクラブ活動における許可制の導入、他府県への遠征の中止又は延期 中止又は延期できない場合には、事前にPCR検査を受検し、「陰性」であることを確認 ・京都府と国が大学において実施する新型コロナウイルスモニタリング検査等への協力 ・授業や課外活動の前後などの会食自粛(「きょうとマナー」の厳守) ・学生寮における感染防止対策の徹底 ・学生に対して、次の行動について禁止するよう徹底すること。 営業時間短縮を要請した時間以降の飲食店等への出入り、クラブ・サークル等のコンパ、大人数での行動や、友人の下宿等での飲酒・宿泊、食事中も含めたマスクを外しての会話 (中学校・高校への要請) ・登下校時の混雑を避けるため時差登校や、授業時間の短縮等の対策の実施 ・クラブ活動は原則自校生で校内のみ、2時間以内、宿泊禁止等、感染防止対策を徹底 ・十分な感染対策が講じられている公式大会・発表会等への参加は、主催者による感染予防対策を確認の上、参加 ＜医療機関、高齢者施設等における感染防止対策＞ 施設における面会の自粛					
＜基本方針＞ ○国においては、感染状況をステージⅠ～Ⅳの4段階に区分し、ステージ判断により、まん延防止等重点措置や緊急事態宣言の適用等を総合的に判断することとされている。 ○国の方針や今般の経験を踏まえ、感染の再拡大を早期に把握し、適切に対策を実施するための目安を設定する。 ＜運用の方向性＞ ○政府分科会のステージⅢに至らないことを目標に、警戒期及び厳重警戒期の2つのステージを設定 ○政府分科会のステージ指標との連続性を考慮 ○対策は、専門家の意見等を勘案し総合的に判断					＜基準＞					※1 1つひとつをもって機械的に判断するのではなく、各自安の状況や、首都圏や近隣府県の状況も勘案し、総合的に判断 ※2 ステージⅢに近づく場合には、全国状況も踏まえて、まん延防止等重点措置の適用の要請、対策を判断 ※3 増加速度等を注視 ※4 大学、繁華街等への感染拡大を早期に検知するためのPCR検査の結果を注視 ※5 高度重症病床の重症者数には、ECMO又は人工呼吸器による管理が必要な方を計上										
※4月21日緊急事態宣言の発出に関する国への要請																				

府県	自粛要請・解除の判断基準	府県民への要請	事業者への要請	その他																								
大阪府	<p>大阪モデル <基本的考え方> ○ 感染拡大状況を判断するため、府独自に指標を設定し、日々モニタリング・見える化。 ○ 各指標について、「感染拡大の兆候」と「感染の収束状況」を判断するための基準を設定し、各基準の状況に応じて、府民に周知する。 <モニタリング指標と基準、信号の点灯・消灯基準の考え方> ○ 感染発生状況については各指標を日々モニタリング・見える化し、「警戒（黄色）」「非常事態（赤色）」の発動の有無にかかわらず、発生状況に応じて病床確保などの取組みを迅速にすすめる。 ○ 「警戒（黄色）」が点灯しない場合でも、感染発生状況に応じて、府民への注意喚起を行う。 <現状> 4月14日よりレッドステージ2へ移行。 【区域】大阪府全域 【期間】4月5日～5月5日</p>	<p><府民へのよびかけ> 【実施内容】 （特措法第31条の6第2項に基づく） ○ 営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りをしないこと ○ 4人以下でのマスク会食の徹底 ※家族や乳幼児・子ども、高齢者・障がい者の介助者などはこの限りではない。 ※疾病等によりマスクの着用が困難な場合などはこの限りではない。</p> <p>（特措法第24条第9項に基づく） ○ 大阪府域全域における不要不急の外出・移動は自粛すること ○ 大阪府外への不要不急の外出・移動は自粛すること ※医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものについては対象外 ○ 歓送迎会は控えること</p>	<p><イベントの開催（府主共催を含む）> 【人数上限】 5,000人以下 <施設への休業・営業時間短縮要請> 【実施期間】 4月5日から5月5日まで 【実施内容】 （特措法第31条の6第1項に基づく（大阪市外は特措法第24条第9項に基づく）） ・ 営業時間短縮（5時～20時 大阪市外は5時～21時）を要請 ただし、酒類の提供は11時～19時（大阪市外は11時～20時30分） ・ 利用者へのマスク会食実施の周知及び正当な理由なく応じない利用者の入場禁止（退場を含む） ・ アクリル板の設置等 ・ 上記のほか、特措法施行令第5条の5第1項各号に規定される措置（従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置、事業所の消毒、施設の換気）</p> <p>（特措法第24条第9項に基づく） ・ CO2センサーを設置 ・ 業種別ガイドラインの遵守を徹底 ・ カラオケ設備の利用自粛（飲食を主とする店舗で、カラオケ設備がある店）</p> <p>【対象施設】 【飲食店】 ・ 飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスを除く） 【遊興施設】 ・ バー、カラオケボックス等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗</p>	<p><要請を踏まえ各団体等に特にお願いしたいこと> <大学等へのお願い> （特措法第24条第9項に基づく） ○ 授業は、原則オンラインとし、困難な場合は、クラスを分割した授業や大教室の活用等により密を回避する ○ 学生に対し、営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りをしないよう求める ○ 学生に対し、歓送迎会、新歓コンパを控えるよう求める ○ 課外活動、学生寮における感染防止策などについて、学生に注意喚起を徹底する ○ 学生に対し、4人以下でのマスク会食の徹底を求める <小学校、中学校、高等学校、支援学校へのお願い> ○ 分散登校や短縮授業は行わず、通常形態（1教室40人まで）で授業を継続する ただし、感染リスクの高い活動は実施しない ○ 感染拡大により不安を感じて登校しない児童生徒等については、オンライン等を活用して十分な学習支援を行う ○ 修学旅行、府県間の移動を伴う教育活動については、中止または延期とする 府内で実施する遠足・校外学習については、引き続き慎重に判断するとともに、実施の際は、感染症対策を徹底する ○ 部活動については、原則休止とする。 ただし、公式大会への出場等、学校が必要があると判断する場合は、感染防止対策を徹底したうえで、活動時間を短縮して実施する。この場合でも、感染リスクの高い活動は実施しない。 <経済界へのお願い> （特措法第24条第9項に基づく） ○ 「出勤者数の7割削減」をめざし、テレワークを徹底する 出勤が必要となる職場でもローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤などの取組みを推進する ○ 従業員等に対し、営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りをしないよう求める ○ 従業員に対し、歓送迎会、研修時の懇親会を控えるよう求める ○ 従業員に対し、4人以下でのマスク会食の徹底を求める</p>																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="181 537 278 621">分析事項</th> <th data-bbox="338 537 575 621">モニタリング指標</th> <th data-bbox="596 537 753 621">府民に対する警戒の基準</th> <th data-bbox="774 537 931 621">府民に対する非常事態の基準</th> <th data-bbox="952 537 1080 621">府民に対する非常事態解除の基準</th> <th data-bbox="1101 537 1228 621">府民に対する警戒解除の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="181 625 278 758">(1)市中での感染拡大状況</td> <td data-bbox="338 625 575 758">①新規陽性者における感染経路不明者7日間移動平均前週増加比 ②新規陽性者における感染経路不明者数7日間移動平均</td> <td data-bbox="596 625 753 758">①2以上かつ ②10人以上</td> <td data-bbox="774 625 931 758">—</td> <td data-bbox="952 625 1080 758">—</td> <td data-bbox="1101 625 1228 758">②10人未満</td> </tr> <tr> <td data-bbox="181 762 278 894">(2)新規陽性患者の拡大状況</td> <td data-bbox="338 762 575 894">③7日間合計新規陽性者数 ④直近1週間の人口10万人あたり新規陽性者数</td> <td data-bbox="596 762 753 894">120人以上かつ後半3日間で半数以上</td> <td data-bbox="774 762 931 894">—</td> <td data-bbox="952 762 1080 894">—</td> <td data-bbox="1101 762 1228 894">0.5人未満</td> </tr> <tr> <td data-bbox="181 898 278 989">(3)病床の逼迫状況</td> <td data-bbox="338 898 575 989">⑤患者受入重症病床使用率</td> <td data-bbox="596 898 753 989">—</td> <td data-bbox="774 898 931 989">70%以上（「警戒（黄色）」信号が点灯した日から25日以内）</td> <td data-bbox="952 898 1080 989">7日間連続 60%未満</td> <td data-bbox="1101 898 1228 989">60%未満</td> </tr> </tbody> </table>	分析事項	モニタリング指標	府民に対する警戒の基準	府民に対する非常事態の基準	府民に対する非常事態解除の基準	府民に対する警戒解除の基準	(1)市中での感染拡大状況	①新規陽性者における感染経路不明者7日間移動平均前週増加比 ②新規陽性者における感染経路不明者数7日間移動平均	①2以上かつ ②10人以上	—	—	②10人未満	(2)新規陽性患者の拡大状況	③7日間合計新規陽性者数 ④直近1週間の人口10万人あたり新規陽性者数	120人以上かつ後半3日間で半数以上	—	—	0.5人未満	(3)病床の逼迫状況	⑤患者受入重症病床使用率	—	70%以上（「警戒（黄色）」信号が点灯した日から25日以内）	7日間連続 60%未満	60%未満	<p>【参考指標】・確定診断検査における陽性率の7日間移動平均・新規陽性者における感染経路不明者の割合</p>	<p>※4月20日緊急事態宣言の発出に関する国への要請</p>	
	分析事項	モニタリング指標	府民に対する警戒の基準	府民に対する非常事態の基準	府民に対する非常事態解除の基準	府民に対する警戒解除の基準																						
	(1)市中での感染拡大状況	①新規陽性者における感染経路不明者7日間移動平均前週増加比 ②新規陽性者における感染経路不明者数7日間移動平均	①2以上かつ ②10人以上	—	—	②10人未満																						
(2)新規陽性患者の拡大状況	③7日間合計新規陽性者数 ④直近1週間の人口10万人あたり新規陽性者数	120人以上かつ後半3日間で半数以上	—	—	0.5人未満																							
(3)病床の逼迫状況	⑤患者受入重症病床使用率	—	70%以上（「警戒（黄色）」信号が点灯した日から25日以内）	7日間連続 60%未満	60%未満																							

府県	自粛要請・解除の判断基準	府県民への要請	事業者への要請	その他																																															
兵庫県	<p>・緊急事態宣言解除後の次なる波に向けた、社会活動制限についての方向性基準を設定 ・発動内容については、近隣府県の動向、国の方針、地域別状況を踏まえて総合的に判断</p> <p>＜現状＞11月20日より、感染拡大特別期へ移行 1月13日緊急事態宣言 発出 2月2日緊急事態宣言 延長 2月28日緊急事態宣言 解除 4月5日まん延防止等重点措置 【実施区域指定】神戸地域（神戸市） 阪神南地域（尼崎市、西宮市、芦屋市） 4月22日まん延防止等重点措置 【実施区域追加】阪神北地域（伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町） 東播磨地域のうち明石市 ※4月21日緊急事態宣言の発出に関する国への要請</p> <p>＜基準＞</p> <table border="1" data-bbox="181 604 1199 911"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>感染小康期</th> <th>感染警戒期</th> <th>感染増加期</th> <th>感染拡大期1</th> <th>感染拡大期2</th> <th>感染拡大特別期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対応の方向性</td> <td>予防</td> <td>警戒</td> <td>制限強化</td> <td>制限強化</td> <td>制限強化</td> <td>制限強化</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">判断基準</td> <td>新規陽性者（1週間平均）</td> <td>10人未満</td> <td>10人以上（警戒基準）</td> <td>20人以上</td> <td>30人以上</td> <td>40人以上</td> <td rowspan="2">総合的に判断</td> </tr> <tr> <td>直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者</td> <td>1.25人未満</td> <td>1.25人以上</td> <td>2.5人以上</td> <td>3.75人以上</td> <td>5人以上</td> </tr> </tbody> </table>	区分	感染小康期	感染警戒期	感染増加期	感染拡大期1	感染拡大期2	感染拡大特別期	対応の方向性	予防	警戒	制限強化	制限強化	制限強化	制限強化	判断基準	新規陽性者（1週間平均）	10人未満	10人以上（警戒基準）	20人以上	30人以上	40人以上	総合的に判断	直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者	1.25人未満	1.25人以上	2.5人以上	3.75人以上	5人以上	<p>＜不要不急の外出自粛等＞（特措法第24条第9項） ○時短要請がされている時間帯に飲食店にみだりに出入りしないこと（特措法第31条の6第2項、特措法第24条第9項） ○まん延防止等重点措置区域、感染が拡大している地域との不要不急の往来及び感染リスクの高い施設（業種別ガイドライン等に基づく感染防止策が徹底されていない飲食店、カラオケ店など）の利用自粛 ○会食など感染リスクの高い施設の利用後は、一定期間人との接触に注意するなど、家庭内においても「人にうつさない行動」をとる ○業種別ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていないイベント等への参加を自粛 ○歓送迎会、自宅などでの大人数・長時間の飲食を自粛</p> <p>＜飲食等＞ ○業種別ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていない施設における、大人数での会食や飲み会を避けること。若者グループについては、特に注意 ○会食は同居家族を除き、1グループ4人以内とし、長時間の飲食は控え、会話の際は扇子やマスク等により、飛沫を防止すること</p> <p>＜その他＞ ○5つの場面の注意 ○感染拡大を予防する「ひょうごスタイル」の推進 マスクの着用、手洗い、身体的距離の確保、「3密」の回避等 ○毎日の検温実施など、自身の健康管理に留意し、発熱など症状のある場合には、通勤・通学を含め外出を控えるとともに、電話で医師に相談 ○「兵庫県新型コロナ追跡システム」を利用や国の接触確認アプリ「COCOA」を登録</p>	<p>＜施設の使用制限等＞ ○業種別ガイドラインを遵守すること（県全域）</p> <table border="1" data-bbox="1804 268 2338 632"> <thead> <tr> <th>対象施設</th> <th colspan="2">【飲食店】飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われている施設（宅配・テイクアウトサービスは除く）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">対象地域</td> <td>神戸地域、阪神南地域、阪神北地域、明石市 (特措法第31条の6第2項)</td> <td>東播磨地域（明石市除く） 中播磨地域 (特措法第24条第9項)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">期間 4月5日～5月5日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">内容</td> <td>営業時間 5～20時 (酒類提供 11～19時)</td> <td>営業時間 5～21時 (酒類提供 11～20時半)</td> </tr> </tbody> </table> <p>＜イベントの開催制限等＞（特措法第24条第9項） 〔開催の目安〕（4月5日～5月5日まで）</p> <table border="1" data-bbox="1804 688 2338 835"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>収容率</th> <th>人数上限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの</td> <td>100%以内</td> <td rowspan="2">5,000人以下</td> </tr> <tr> <td>大声での歓声・声援等が想定されるもの</td> <td>50%以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>*異なるグループ間では座席を1座席空け、同一グループ（5人以内に限る）内では座席間隔を設けなくともよい（50%を超える場合がある）。 ○参加者が1,000人を超えるイベントは、県へ事前相談</p> <p>＜事業者への感染防止対策等の要請＞ ○業種別ガイドラインに基づく感染防止策の徹底 ○飲食店に対し、発熱、せき、味覚障害など、少しでも症状がある従業員がいる場合の自宅待機及び検査受診 ○飲食店は、パーティション、アクリル板、テーブル等を利用し、利用客が家族や介助者等を除き「4人以下の単位」 ○「感染拡大防止宣言ポスター」の掲示、「兵庫県新型コロナ追跡システム」への登録と、可能な限りQRコードのテーブルやカウンターなどで掲示 ○店舗・施設利用者へ「COCOA」の登録を要請</p>	対象施設	【飲食店】飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われている施設（宅配・テイクアウトサービスは除く）		対象地域	神戸地域、阪神南地域、阪神北地域、明石市 (特措法第31条の6第2項)	東播磨地域（明石市除く） 中播磨地域 (特措法第24条第9項)	期間 4月5日～5月5日		内容	営業時間 5～20時 (酒類提供 11～19時)	営業時間 5～21時 (酒類提供 11～20時半)	区分	収容率	人数上限	大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの	100%以内	5,000人以下	大声での歓声・声援等が想定されるもの	50%以内	<p>＜大学等へのお願い＞ ○オンライン授業を積極的に活用 ○県外での部活動・サークル活動を実施しないこと。県内での合宿等、宿泊を伴う活動は実施しないこと。 ○大人数、長時間や近接距離での飲食・飲み会の自粛</p> <p>＜医療機関・社会福祉施設関係者への要請＞ ○高齢者、障害者など特に支援が必要な方々の居住や支援に係るすべての関係施設・事業所について、感染経路の遮断（手指消毒、マスク着用、換気の徹底）及び感染防止対策を厳重に徹底した上で事業実施を要請 ○職員及び関わりのある従業員に対して不要不急の外出の自粛等の徹底を要請 ○院内・施設内で感染が疑われる事案が発生した場合は、速やかに管轄健康福祉事務所・保健所に連絡・協力 ○面会者からの感染を防ぐため、自宅と施設間でのオンライン面会等を活用し、直接面会については、緊急の場合を除き中止することを要請 ○原則、外泊、外出の自粛を要請</p> <p>＜事業者・関係団体への要請＞ ○感染拡大を予防する「ひょうごスタイル」の推進 ○「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め、在宅勤務（テレワーク）、TV会議等の推進 ○関係団体を通じた企業等に対する接触機会低減等の取組 ローテーション勤務、時差出勤等の取組推進、3密回避の促進、職場内の換気励行、検温及びマスク着用の徹底、発熱等の風邪症状が見られる従業員への出勤免除</p> <p>【第4波急拡大！感染防止緊急要請】 令和3年4月15日発出</p>
区分	感染小康期	感染警戒期	感染増加期	感染拡大期1	感染拡大期2	感染拡大特別期																																													
対応の方向性	予防	警戒	制限強化	制限強化	制限強化	制限強化																																													
判断基準	新規陽性者（1週間平均）	10人未満	10人以上（警戒基準）	20人以上	30人以上	40人以上	総合的に判断																																												
	直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者	1.25人未満	1.25人以上	2.5人以上	3.75人以上	5人以上																																													
対象施設	【飲食店】飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われている施設（宅配・テイクアウトサービスは除く）																																																		
対象地域	神戸地域、阪神南地域、阪神北地域、明石市 (特措法第31条の6第2項)	東播磨地域（明石市除く） 中播磨地域 (特措法第24条第9項)																																																	
	期間 4月5日～5月5日																																																		
内容	営業時間 5～20時 (酒類提供 11～19時)	営業時間 5～21時 (酒類提供 11～20時半)																																																	
	区分	収容率	人数上限																																																
大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの	100%以内	5,000人以下																																																	
大声での歓声・声援等が想定されるもの	50%以内																																																		

府県	自粛要請・解除の判断基準	府県民への要請	事業主への要請	その他												
奈良県	<p>(1) 感染者判明の状況等から奈良県のフェーズを判断 <現状> 5月13日フェーズ2へ移行 <基準></p> <table border="1" data-bbox="178 262 1187 514"> <tr> <td>フェーズ</td> <td>感染者発生状況</td> <td>行動自粛</td> </tr> <tr> <td>フェーズ 1</td> <td>県内及び近隣地域の新規感染判明者が増加し、強い行動自粛の要請が必要な状況</td> <td>一般的な外出自粛要請</td> </tr> <tr> <td>フェーズ 2</td> <td>県内及び近隣地域の新規感染判明者が低水準で低下傾向</td> <td>一般的な外出自粛要請を緩和 感染リスクの高い場所・集会への訪問自粛を要請 必要な感染リスク低減配慮を要請</td> </tr> <tr> <td>フェーズ 3</td> <td>県内及び近隣地域の感染判明者がほとんど見られず、新規判明増加の傾向も見られない</td> <td>外出行動自粛を更に緩和 必要最低限の感染リスク低減の要請は維持</td> </tr> </table> <p>(2) 3つの段階の判断は、3つの判断項目について、7つの判断基準で行う [判断項目 1 新規感染判明者の水準] ① 県内及び大阪での新規感染者数の水準が抑えられているか 基準数値：人口10万人当たり新規感染判明者数 フェーズ 2：直近1週間で0.5人未満 フェーズ 3：直近2週間で0.1人未満 ② 新規感染判明の段階での感染経路が明確か 基準数値：直近1週間における新規感染判明者に占める感染経路不明者の割合 1/2 未満 [判断項目 2 県内の感染者への医療・療養体制の安定性] ③ 感染判明者は全て病院や施設で治療・療養ができてきているか 基準数値：自宅療養ゼロが維持されているか ④ 感染判明者の入院、重症者の受入及び宿泊療養施設の受入の容量に十分な余裕があるか 基準数値：占有率 50%未満 [判断項目 3 感染拡大防止体制の充実] ⑤ 感染判明後の感染経路の推定に十分な明確さがあるか 感染経路推定の分析が感染拡大防止に効果的な程度に達しているか ⑥ 新規感染判定の体制（現在はPCR検査）が整っているか ⑦ 感染拡大防止の措置の実効性が十分か 行動自粛率：各項目の自粛の率が、感染拡大防止に効果的な程度に達しているか</p>	フェーズ	感染者発生状況	行動自粛	フェーズ 1	県内及び近隣地域の新規感染判明者が増加し、強い行動自粛の要請が必要な状況	一般的な外出自粛要請	フェーズ 2	県内及び近隣地域の新規感染判明者が低水準で低下傾向	一般的な外出自粛要請を緩和 感染リスクの高い場所・集会への訪問自粛を要請 必要な感染リスク低減配慮を要請	フェーズ 3	県内及び近隣地域の感染判明者がほとんど見られず、新規判明増加の傾向も見られない	外出行動自粛を更に緩和 必要最低限の感染リスク低減の要請は維持	<p><県民のみなさまへのお願い> あらゆる場面での注意 ・奈良県内でも、感染の流行状況が深刻になっています。 ・ふだん同居していない人との、マスクなしでの対面は、徹底して避けましょう</p> <p>「STOP！感染拡大」緊急メッセージ <大阪由来の一次感染の対策> ① 大阪市での飲食・カラオケは控えましょう ② 通勤や通学などで大阪市へ行く場合も、寄り道しないで、まっすぐ帰りましょう ③ 余暇は県内で、屋外や、感染防止対策がとられている場所が安全です。 <家庭内感染の対策> ④ 家族に風邪症状の人がでたり、勤務先などで陽性者がいたら、できるだけ、家族と生活を分離しましょう ・食事や寝るときも、家族と別々で ・タオルや食器を、家族と共用しない ・お風呂は、感染しているリスクの高い人が最後に入る <クラスター対策> ⑤ 医療・福祉施設や職場などで感染者が発生したら、速やかに関係者全員のPCR検査を実施し、陽性者を隔離しましょう ⑥ 感染症専門医等による現地指導を受け、施設内のゾーニングや消毒などを徹底しましょう <変異株への対応> ⑦ 近畿圏内で流行している変異株は英国株です。感染力が強いため、今まで以上に用心しましょう。</p> <p>○医療関係者や感染された方、その家族などに対する中傷や差別は、絶対にやめましょう。 [感染予防のための「3つの徹底」] ・手洗い、手指消毒の徹底 ・人との間隔は2m（最低1m）空ける、マスク着用、換気 ・症状がある場合の外出自粛の徹底 ○接触確認アプリ「COCOA」をインストールしましょう。</p>	<p><イベントの開催> ○開催制限の概要 【収容率要件】 ① 大声での歓声・声援等が想定されない →100%以内（席がない場合は適切な間隔） ② 大声での歓声・声援等が想定されるもの →50%以内（席がない場合は十分な間隔） 【人数上限】 ① 収容人数10,000人超→収容人数の50% ② 収容人数10,000人以下→5,000人 ※感染リスクを軽減するための各種措置が担保されていること等が緩和の条件で、それ以外の場合は、従来の目安を原則とする。 ※収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要がある） ※異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を越える場合がある。 ※その他詳細は、令和2年9月11日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡のとおりとする。 ○全国的な人の移動を伴うイベント（プロスポーツ等又は、参加者が1,000人を超えるようなイベント）開催を予定する場合は、県に事前相談を行う。 <施設の利用> ・入場時等に検温を実施し、発熱等の症状がある方は利用を控えてもらうようにする。 ・施設の利用前に、施設利用者に接触確認アプリのインストールを促すこと。また、必要に応じて、施設利用者の連絡先等の把握をする。 ・施設利用の際には、熱中症等の対策が必要な場合を除き、原則、マスクを着用することを促す。また、消毒や手洗いなど「新しい生活様式」に基づく行動を徹底することを促す。 ・施設利用の際には、入退場時、休憩時間や待合場所等を含め、三密を作らないよう徹底する。 ・感染拡大予防のための業種別ガイドライン等に則した感染防止策を徹底する。</p>	<p>【重点的取組】 ○病床・宿泊療養施設を確保し、「自宅療養ゼロ」を維持 ○福祉施設のクラスター対策の強化 ○変異株検査の実施を強化 ○ワクチン接種の円滑な推進 【我々の心得】 ○県内での感染事例が連続で発生していますが、「正しく注意して」うつらないよう行動し、元気に社会・経済活動を行いましょ ○「うつらない」「うつさない」の習慣化 ・「うつらない」対策をその都度説明 ・「うつさない」配慮（職場・家庭）を繰り返しお願い ・どのようにうつされたのかを明確にしていく ○拡大防止への対策 ・死亡につながる重症化を防ぐ ・感染したら、全員隔離してうつさない ・医療崩壊はさせない ・感染施設は一定期間閉じる ○感染者の人権への配慮 ・医療関係者や感染された方等への中傷や差別は絶対にやめましょ</p>
フェーズ	感染者発生状況	行動自粛														
フェーズ 1	県内及び近隣地域の新規感染判明者が増加し、強い行動自粛の要請が必要な状況	一般的な外出自粛要請														
フェーズ 2	県内及び近隣地域の新規感染判明者が低水準で低下傾向	一般的な外出自粛要請を緩和 感染リスクの高い場所・集会への訪問自粛を要請 必要な感染リスク低減配慮を要請														
フェーズ 3	県内及び近隣地域の感染判明者がほとんど見られず、新規判明増加の傾向も見られない	外出行動自粛を更に緩和 必要最低限の感染リスク低減の要請は維持														
和歌山県	<p>県内および近隣府県の感染状況を踏まえ、総合的に判断を行う</p>	<p><県民の皆様へのお願い>（4/21） ○特に感染が拡大している地域に出かける際は、基本的な感染症対策（マスク着用、手洗いなど）を心がけるとともに、会食や接待を伴う飲食は控える ○友人や知人との夜遅くまで長時間、集団で会食をし、そのまま友人の部屋に宿泊するような行動は控える ○マスクを着用しないまま長時間の接触機会があるような催しへの参加を控える ○軽微な症状であっても放置することなく、通勤通学を控えて直ちにかかりつけ医等地域の身近な医療機関に電話相談を。かかりつけ医等がない場合は受診相談窓口へ ○大阪に通勤されている方は、積極的に在宅勤務（テレワーク）を ○濃厚接触者が1回目のPCR検査で陰性となっても、2週間の経過観察中に陽性になったケースもあるため、濃厚接触者は経過観察中は必ず自宅待機を行い、人との接触を避ける ○5月9日までは不要不急の外出の自粛を ○家族以外とのカラオケを控える ○大阪府、兵庫県、京都府、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、宮城県、沖縄県への不要不急の外出を控える ※各都府県が、まん延防止等重点措置を実施している期間中 ○歓送迎会・謝恩会・宴会を伴う花見等を極力控える</p>	<p><事業所へのお願い> ○従業員の発熱等のチェックをし、症状がある場合は業務に従事させず、クリニックの受診をすすめるなど、適切な対応を ○全ての業界、事業所でガイドラインの遵守とポスター（関西広域連合啓発ポスター）掲示をする ○職場内でもマスクの着用を徹底する ○在宅勤務（テレワーク）や時差出勤、自転車通勤など、人との接触を低減する取組をすすめる ○感染防止策が徹底されないイベントの開催は、延期又は自粛を 大規模集客施設や小売店での催物・バーゲン等も、延期又は自粛を</p> <p><イベント開催自粛の考え方> ○必要な感染防止策が担保される場合は緩和することとし、2月末まで、次の収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度とする。それ以外の場合は、従前の目安を原則とする 【収容率要件】 ① 大声での歓声・声援等がないことを前提とするイベント（クラシック音楽コンサート等）100%以内 ② 大声での歓声・声援等が想定されるイベント（ロックコンサート、スポーツイベント等）50%以内 ※異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る）内では座席間隔を設けなくともよい 【人数上限】 ① 収容人数10,000人超→収容人数の50% ② 収容人数10,000人以下→5,000人 ※令和2年9月11日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡「11月までの催物の開催制限等について」に準ずる</p>	<p><医療機関や福祉施設へのお願い> ○医療機関や福祉施設の職員は、ウイルスを持ち込むことがないよう当面の間、感染リスクの高い長時間の飲酒を伴う家族以外との会食等を控える ○病院や福祉施設等の職員は、施設内へ感染の持ち込みが発生しないよう特に注意を訪問介護や通所サービスの職員やケアマネージャーも含め、自身の感染症対策をより徹底するとともに、事業所においても発熱などのチェックを実施するなど、健康観察のさらなる徹底を ○感染拡大防止には早期発見が重要であることから、クリニックで感染者を発見してもらシステムを構築。医療機関、特にクリニックは、軽微な症状でも、まずは新型コロナウイルス感染症を疑い、速やかに検査を実施するなど患者の早期発見を</p> <p><教育機関へのお願い> ○学校の部活動は、大会のうち、全国大会や近畿大会につながる大会は、原則、実施 それ以外の大会は、原則、延期又は中止を練習は、感染防止対策に応じて、活動内容に制限を</p> <p><全体への呼びかけ> ○厚生労働省「接触確認アプリ（COCOA）」を活用 ○人権への配慮（コロナ差別相談ダイヤル）</p>												

府県	自粛要請・解除の判断基準	府県民への要請	事業主への要請	その他																																																																			
鳥取県	<p><鳥取県版新型コロナ警報> 10月13日、全国でも最も厳しい水準は維持しつつ、本県の医療提供体制を踏まえ、社会・経済活動との両立を図る見直しを行った。</p> <p><現状>鳥取県東部 警報：鳥取市（3月31日～）、注意報：鳥取市以外（3月24日～） 鳥取県中部 警報：倉吉市（3月30日～）、北栄町（4月15日～） 注意報：倉吉市・北栄町以外（3月29日～） 鳥取県西部 警報：米子市（4月9日～）、注意報：米子市以外（3月30日～）</p> <p><基準></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>注意報</th> <th>警報</th> <th>特別警報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>判断指標</td> <td>①新規陽性患者数 東部 1人/週、中部 1人/週、西部 1人/週 ②現時点確保病床稼働率 -</td> <td>東部 3人/週、中部 2人/週、西部 3人/週 圏域ごとに稼働率 15%超</td> <td>圏域ごとに稼働率 50%超</td> </tr> <tr> <td>運用</td> <td colspan="3">圏域単位で発令</td> </tr> <tr> <td>発令期間</td> <td>始期：①の基準に達した日 終期：②の基準を下回った日</td> <td>始期：①②がいずれも基準に達した日 終期：①②がいずれも基準を下回った日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>解除</td> <td colspan="3">①の基準を下回った日の翌日 ①②がいずれも基準を下回った日の翌日（警報、注意報の要件を満たしている場合はそちらに移行）</td> </tr> <tr> <td>活動制限</td> <td>外出・イベント・施設 ○感染拡大を予防する事項の呼びかけを強化 ・手洗い励行、マスク着用 ・換気の徹底 ・施設内の消毒</td> <td>○クラスター発生施設に関係する箇所、3密な場所 ○状況に応じて不要不急の外出自粛を要請 ○市中感染が広がった場合、比較的規模の大きなイベント等から順次制限 ○必要性があると認められる業務や施設に限って要請</td> <td>○生活維持に必要なものを除く外出自粛を要請</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学校</td> <td>○感染者の学校休業の検討が基本</td> <td>○感染者の学校休業の検討が基本 ○市中感染の拡がり状況を勘案し、必要に応じて感染リスクの高い教育活動の制限、分散登校、休業等</td> <td>○市中感染の拡がり状況を勘案し、必要に応じて該当の圏域又は全県での教育活動の制限、分散登校、休業等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>医療強化</td> <td>保健所 ○疫学調査応援職員を派遣</td> <td>○疫学調査応援職員を派遣 ○相談センター応援職員を派遣 等</td> <td>○病床・人工呼吸器 緊急調達 ○施設への医療人材の派遣 等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>要請の法的根拠等</td> <td>協力依頼 等</td> <td>県クラスター対策条例、特措法第24条第9項による要請 等</td> <td>県クラスター対策条例による要請、特措法第45条も発動 等</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※クラスター発生などで、特定の市町村内で感染拡大が特に懸念される場合、専門家の意見を伺った上で当該市町村に限定して警報を発令（12/28 県対策本部会議で決定） ※警報発令期間の終期を「①②がいずれも基準を下回った日」に修正（1/8 県対策本部会議で決定）</p>	区分	注意報	警報	特別警報	判断指標	①新規陽性患者数 東部 1人/週、中部 1人/週、西部 1人/週 ②現時点確保病床稼働率 -	東部 3人/週、中部 2人/週、西部 3人/週 圏域ごとに稼働率 15%超	圏域ごとに稼働率 50%超	運用	圏域単位で発令			発令期間	始期：①の基準に達した日 終期：②の基準を下回った日	始期：①②がいずれも基準に達した日 終期：①②がいずれも基準を下回った日		解除	①の基準を下回った日の翌日 ①②がいずれも基準を下回った日の翌日（警報、注意報の要件を満たしている場合はそちらに移行）			活動制限	外出・イベント・施設 ○感染拡大を予防する事項の呼びかけを強化 ・手洗い励行、マスク着用 ・換気の徹底 ・施設内の消毒	○クラスター発生施設に関係する箇所、3密な場所 ○状況に応じて不要不急の外出自粛を要請 ○市中感染が広がった場合、比較的規模の大きなイベント等から順次制限 ○必要性があると認められる業務や施設に限って要請	○生活維持に必要なものを除く外出自粛を要請		学校	○感染者の学校休業の検討が基本	○感染者の学校休業の検討が基本 ○市中感染の拡がり状況を勘案し、必要に応じて感染リスクの高い教育活動の制限、分散登校、休業等	○市中感染の拡がり状況を勘案し、必要に応じて該当の圏域又は全県での教育活動の制限、分散登校、休業等		医療強化	保健所 ○疫学調査応援職員を派遣	○疫学調査応援職員を派遣 ○相談センター応援職員を派遣 等	○病床・人工呼吸器 緊急調達 ○施設への医療人材の派遣 等		要請の法的根拠等	協力依頼 等	県クラスター対策条例、特措法第24条第9項による要請 等	県クラスター対策条例による要請、特措法第45条も発動 等		<p><県民の皆様へのお願い> ～ご自身と大切な人と地域を守ろう！会食・3密に注意！～ ○県のウェブページなどから正確な情報を確認し、不確かな情報に惑わされることなく、冷静な行動をとって下さい。 ○身近なところで感染する可能性もあり、十分注意。親しい間柄であっても、マスクを外す瞬間をウイルスが狙っている。引き続き「三つの密」を避け、人との感染防止距離（概ね2m）を取る、距離が取れない場合のマスクの着用、こまめな手洗い・換気などの感染予防に十分注意。特にリスクの高い高齢者、基礎疾患のある方や妊婦と会われる際は、特に注意。 ・帰宅後や何かを口に入れる前後（喫煙も含めて）の手洗いを徹底 ・人と会話する際や距離が近い場合のマスクの着用を徹底 ・倦怠感やのどの違和感、発熱、味覚・嗅覚など多少の違和感を自覚した場合、親しい人であっても人と接触する際にはマスクを着ける、人との会食はさける。</p> <p>○まん延防止等重点措置適用地域（兵庫県香美町及び新温泉町を除く）へは、日程の見直しを改めて検討していただくことも含め、平日・休日を問わず可能な限り往來を控えてください。</p> <p>○ゴールデンウィーク期間中は、感染拡大地域との往來は、緊急な場合・生活上必要な場合を除き控えましょう。</p> <p>○倦怠感、のどの違和感、発熱、味覚・嗅覚異常など少しでも違和感を自覚した場合には歩かず、まず、事前にかかりつけ医に連絡。相談先に迷う場合は「受診相談センター」に、接触が心配な場合は「接触者等相談センター」に相談。</p> <p>○お店を利用の際は、「新型コロナウイルス感染予防対策協賛店」、「新型コロナウイルス対策認証事業所」（ガイドラインに基づき感染拡大予防対策に取り組んでいるとして県が認証した事業所）の積極的な活用を。</p> <p>○ご自身の予防と感染拡大防止のため、接触確認アプリ「COCOA」や「とっとり新型コロナ対策安心登録システム」等の活用を。</p> <p>○患者治療に当たる医療従事者やその家族などに対し、誤解や偏見に基づく差別をなくし、新型コロナに立ち向かっている患者、医療従事者の皆さまをみんなで応援しましょう。</p>	<p><事業者の皆様へ> ・事業者の皆様は、業種別ガイドラインの遵守を徹底した上で、大切なお客様とお店・従業員を守るため、感染予防対策を十分に実施。 ・「とっとり新型コロナ対策安心登録システム」や厚生労働省「接触確認アプリ（COCOA）」を活用。</p> <p><イベント開催要件>（9/19～当面4月末） 県版ガイドラインの遵守を前提に以下のとおりとする。</p> <p>【収容率要件】 ①歓声・声援等が想定されないもの 席がある場合：収容率100%以内 席がない場合：人と人が接触しない程度の間隔 ②歓声・声援等が想定されるもの 席がある場合：収容率50%以内 席がない場合：十分な人と人との間隔（1m） ※全国的・広域的な人の移動が見込まれる祭り等については、クラスター対策が困難であることから、中止を含めて慎重に判断。</p> <p>【人数上限】 ①収容人数1万人超⇒収容人数の50% ②収容人数1万人以下 ⇒5,000人 （注）収容率と人数上限のどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要） ※現時点確保病床占有率が25%以上になった場合は、9月16日以前の基準に戻すこととする。（9月16日までの基準） 感染防止策を徹底して次の基準で実施。 【屋内】5,000人以下かつ収容定員の50%以下の参加人数 【屋外】5,000人以下かつ人との間隔を十分確保（概ね2m） ○イベント開催申出制度 定員50%超又は1,000人超、全国的イベントを開催する場合、1箇月前までに申出書提出が必要。 ○県主催イベントについては、緊急事態宣言の期間中、緊急事態宣言対象地域をはじめ、感染拡大地域からの参加が見込まれるイベントや当該地域で開催するイベントで、リモートやオンラインによる工夫ができないものについては、原則延期・中止。</p>	<p>【県版ガイドライン策定】 ○業種別ガイドライン 飲食店、宿泊施設、接待を伴う飲食店、理容所、美容所、クリーニング取次所、公衆浴場、スポーツジム、ライブハウス、公演イベント、スポーツイベント、販売促進イベント、地域イベントガイドライン、観光土産品販売店、体験型小売業、会社寮 ○学校寮における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン ○部活動（運動部・文化部）における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン ○登山・海水浴場におけるガイドライン</p> <p>【感染拡大防止クラスター対策等条例】 （8月臨時議会議決、令和2年9月1日施行） 県民及び事業者が一丸となって新型コロナウイルス感染症の克服に取り組む。（詳細は省略）</p> <p>【新型コロナウイルスに関する差別的扱いや誹謗中傷から陽性者等を守る共同行動宣言】（令和2年9月10日 鳥取県、鳥取県弁護士会、鳥取県警察本部及び鳥取地方法務局） 互いに連携して、患者や家族など新型コロナウイルスと闘う方々への差別的扱いや誹謗中傷を防ぐとともに、寄り添って支援する取組を進める。</p> <p>【中国地方知事会メッセージ】 ○1都3県で緊急事態宣言が発出されることを踏まえ、中国地方知事会でも感染拡大防止の行動を呼びかけるメッセージを発信。（1/7）</p>																											
	区分	注意報	警報	特別警報																																																																			
	判断指標	①新規陽性患者数 東部 1人/週、中部 1人/週、西部 1人/週 ②現時点確保病床稼働率 -	東部 3人/週、中部 2人/週、西部 3人/週 圏域ごとに稼働率 15%超	圏域ごとに稼働率 50%超																																																																			
	運用	圏域単位で発令																																																																					
	発令期間	始期：①の基準に達した日 終期：②の基準を下回った日	始期：①②がいずれも基準に達した日 終期：①②がいずれも基準を下回った日																																																																				
	解除	①の基準を下回った日の翌日 ①②がいずれも基準を下回った日の翌日（警報、注意報の要件を満たしている場合はそちらに移行）																																																																					
	活動制限	外出・イベント・施設 ○感染拡大を予防する事項の呼びかけを強化 ・手洗い励行、マスク着用 ・換気の徹底 ・施設内の消毒	○クラスター発生施設に関係する箇所、3密な場所 ○状況に応じて不要不急の外出自粛を要請 ○市中感染が広がった場合、比較的規模の大きなイベント等から順次制限 ○必要性があると認められる業務や施設に限って要請	○生活維持に必要なものを除く外出自粛を要請																																																																			
	学校	○感染者の学校休業の検討が基本	○感染者の学校休業の検討が基本 ○市中感染の拡がり状況を勘案し、必要に応じて感染リスクの高い教育活動の制限、分散登校、休業等	○市中感染の拡がり状況を勘案し、必要に応じて該当の圏域又は全県での教育活動の制限、分散登校、休業等																																																																			
	医療強化	保健所 ○疫学調査応援職員を派遣	○疫学調査応援職員を派遣 ○相談センター応援職員を派遣 等	○病床・人工呼吸器 緊急調達 ○施設への医療人材の派遣 等																																																																			
	要請の法的根拠等	協力依頼 等	県クラスター対策条例、特措法第24条第9項による要請 等	県クラスター対策条例による要請、特措法第45条も発動 等																																																																			
徳島県	<p>「とくしまアラート」の発動基準</p> <p><現状> ・「感染観察・注意」 令和3年4月 8日発令 ・「感染拡大注意・漸増」 令和3年4月12日発令 ・「感染拡大注意・急増」 令和3年4月20日発令</p> <p><基準></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">感染観察</th> <th colspan="2">感染拡大注意</th> <th rowspan="2">特定警戒</th> </tr> <tr> <th>注意</th> <th>強化</th> <th>漸増</th> <th>急増</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>政府分科会におけるカテゴリ</td> <td></td> <td>ステージⅠ 医療提供体制に特段の支障がない段階</td> <td>ステージⅡ 感染者の急増及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階</td> <td>ステージⅢ 感染者の急増及び医療提供体制における大きな支障の発生を避けるための対応が必要な段階</td> <td>ステージⅣ 爆発的な感染拡大及び深刻な医療提供体制の機能不全を避けるための対応が必要な段階</td> </tr> <tr> <td>基本方針</td> <td colspan="2">早期発見・封じ込めで感染拡大防止を図る</td> <td>必要に応じ、特措法第24条9項による感染拡大防止を図る</td> <td>特措法第24条9項、第31条の6によるさらなる感染拡大防止を図る</td> <td>国の特定都道府県の指定を受け、特措法第45条等による強制性のある取組を実施する</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">感染の状況</td> <td>新規陽性者数（/週）</td> <td>5人以上</td> <td>10人以上</td> <td>30人以上</td> <td>100人以上（15人/10万人）</td> <td>170人以上（25人/10万人）</td> </tr> <tr> <td>感染経路不明割合（/週）</td> <td colspan="5">50%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">発動基準 体制の負荷</td> <td>運送費の医療提供</td> <td>入院医療</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>確保病床の使用率 20%以上</td> <td>確保病床の使用率 50%以上</td> </tr> <tr> <td>重症者用病床</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>入院率 40%以下</td> <td>入院率 25%以下</td> </tr> <tr> <td>療養者数</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>確保病床の使用率 20%以上</td> <td>確保病床の使用率 50%以上</td> </tr> <tr> <td>体系整備</td> <td>PCR陽性率</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>140人以上（20人/10万人）</td> <td>210人以上（30人/10万人）</td> </tr> <tr> <td>解除の判断基準</td> <td colspan="5">発動1週間経過後、状況及び発動基準を照らし合わせて判断</td> </tr> </tbody> </table>		感染観察		感染拡大注意		特定警戒	注意	強化	漸増	急増	政府分科会におけるカテゴリ		ステージⅠ 医療提供体制に特段の支障がない段階	ステージⅡ 感染者の急増及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階	ステージⅢ 感染者の急増及び医療提供体制における大きな支障の発生を避けるための対応が必要な段階	ステージⅣ 爆発的な感染拡大及び深刻な医療提供体制の機能不全を避けるための対応が必要な段階	基本方針	早期発見・封じ込めで感染拡大防止を図る		必要に応じ、特措法第24条9項による感染拡大防止を図る	特措法第24条9項、第31条の6によるさらなる感染拡大防止を図る	国の特定都道府県の指定を受け、特措法第45条等による強制性のある取組を実施する	感染の状況	新規陽性者数（/週）	5人以上	10人以上	30人以上	100人以上（15人/10万人）	170人以上（25人/10万人）	感染経路不明割合（/週）	50%					発動基準 体制の負荷	運送費の医療提供	入院医療	-	-	確保病床の使用率 20%以上	確保病床の使用率 50%以上	重症者用病床	-	-	-	入院率 40%以下	入院率 25%以下	療養者数	-	-	-	確保病床の使用率 20%以上	確保病床の使用率 50%以上	体系整備	PCR陽性率	-	-	-	140人以上（20人/10万人）	210人以上（30人/10万人）	解除の判断基準	発動1週間経過後、状況及び発動基準を照らし合わせて判断					<p><県民への呼びかけ> 気を引き締めて感染予防対策の徹底を基本的な感染予防の徹底（3密回避等） ・3密回避・マスク着用・咳チケット・手洗い手指消毒・大声をださない ・店舗を利用する際は、「ガイドライン実践状況」を確認！ ⇒感染者の多い「若年層」、中でも感染リスクの高い行動を取る対象者に向けた効果的な情報発信 感染拡大防止の主役として、高齢者等のみならず、自分自身のいのちを守ることにつながるというメッセージ ○COCOA及び「とくしまコロナお知らせシステム」の普及促進 ○ターゲット毎に適切なメディアを通した分かりやすいメッセージの発信 [重症化しやすい人（高齢者など）] 3密の徹底的な回避、安全な活動については推奨 [中年]職場での感染予防徹底、宴会等における注意喚起 [若者]クラブ活動等における感染予防徹底、宴会等における注意喚起 [医療従事者・介護労働者]リスクの高い場所に行かない <緊急事態宣言が解除となった地域への対応> 「11都府県」について ・訪問時には、ホームページ等で情報を確認し、各都道府県が発しているメッセージや情報を事前に確認の上、「訪問先の都道府県の要請に沿った行動」をお願いしたい。</p>	<p><イベント開催の考え方> ○開催制限の概要（～4月末まで） 【収容率要件】 ①大声での歓声・声援等が想定されない →100%以内（席がない場合は適切な間隔） ②大声での歓声・声援等が想定されるもの →50%以内（席がない場合は十分な間隔） 【人数上限】 ①収容人数10,000人超⇒収容人数の50% ②収容人数10,000人以下⇒5,000人 ※感染リスクを軽減するための各種措置が担保されていること等が緩和の条件で、それ以外の場合は、従来の目安を原則とし、必要な感染防止策が担保される場合は緩和することとし、次の収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度とする。 それ以外の場合は、従前の目安を原則とする。 ※令和3年2月26日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡に準ずる。</p> <p><大規模イベントにおける感染防止策の事前相談> 全国的な移動を伴うイベントや参加者が千人を超えるイベントを開催予定の場合、県への事前相談を依頼</p> <p><事業者への依頼> ・基本的な感染予防の徹底（3密回避等） ・ガイドラインの遵守を徹底。 ・「とくしまスマートライフ宣言」または「ガイドライン実践店ステッカー」の掲示 ・「とくしまコロナお知らせシステム」の登録・掲示 ・感染リスクが高まる「5つの場面」に注意</p>	<p><共通事項> 「とくしまスマートライフ宣言！」（「新しい生活様式」「感染拡大予防ガイドライン」の実践） 「徳島県新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に関する条例」（令和2年10月16日施行） ・事業者の感染防止策が義務化 ・クラスター等発生時の公表の流れを規定 ・不当な差別的取り扱いや誹謗（ひぼう）中傷を禁止</p>
			感染観察		感染拡大注意			特定警戒																																																															
		注意	強化	漸増	急増																																																																		
	政府分科会におけるカテゴリ		ステージⅠ 医療提供体制に特段の支障がない段階	ステージⅡ 感染者の急増及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階	ステージⅢ 感染者の急増及び医療提供体制における大きな支障の発生を避けるための対応が必要な段階	ステージⅣ 爆発的な感染拡大及び深刻な医療提供体制の機能不全を避けるための対応が必要な段階																																																																	
	基本方針	早期発見・封じ込めで感染拡大防止を図る		必要に応じ、特措法第24条9項による感染拡大防止を図る	特措法第24条9項、第31条の6によるさらなる感染拡大防止を図る	国の特定都道府県の指定を受け、特措法第45条等による強制性のある取組を実施する																																																																	
	感染の状況	新規陽性者数（/週）	5人以上	10人以上	30人以上	100人以上（15人/10万人）	170人以上（25人/10万人）																																																																
		感染経路不明割合（/週）	50%																																																																				
	発動基準 体制の負荷	運送費の医療提供	入院医療	-	-	確保病床の使用率 20%以上	確保病床の使用率 50%以上																																																																
		重症者用病床	-	-	-	入院率 40%以下	入院率 25%以下																																																																
		療養者数	-	-	-	確保病床の使用率 20%以上	確保病床の使用率 50%以上																																																																
体系整備	PCR陽性率	-	-	-	140人以上（20人/10万人）	210人以上（30人/10万人）																																																																	
解除の判断基準	発動1週間経過後、状況及び発動基準を照らし合わせて判断																																																																						

新型コロナウイルス感染症に係る検査・医療体制等

令和3年4月22日
広域医療局

1. ワクチン接種状況 (4月19日0時現在)

府県市名	既接種数(人)					
	医療従事者等				高齢者	
	先行接種		優先接種		1回目	2回目
	1回目	2回目	1回目	2回目		
滋賀県	0	0	12,822	8,109	468	0
京都府	895	741	24,114	14,598	93	0
大阪府	1,710	1,193	83,193	48,792	347	0
兵庫県	1,064	1,064	51,246	24,160	0	0
和歌山県	0	0	11,899	6,679	456	0
鳥取県	1,680	1,119	5,929	3,667	189	0
徳島県	0	0	9,877	7,352	193	0
京都市					612	0
大阪市					0	0
堺市					155	0
神戸市					234	0
計	5,349	4,117	199,080	113,357	2,747	0
奈良県	0	0	11,153	8,760	511	0

2. 診療・検査医療機関等設置状況

(4月19日現在)

府県市名	診療・検査医療機関	地域外来・検査センター
滋賀県	542	10
京都府	731	6
大阪府	1,500	71
兵庫県	1,181	8
和歌山県	348	2
鳥取県	309	3
徳島県	322	4
京都市	※京都府に含まれる	-
大阪市	(574)	-
堺市	(113)	(5)
神戸市	(325)	(1)
計	4,933	104

(参考)

奈良県	252	9
-----	-----	---

(4月19日現在)
(件/日)

3. 検査(分析)の状況

府県市名	PCR検査	抗原検査(定量・定性)	合計	備考
滋賀県	2,610	1,500	4,110	
京都府	4,500	5,400	9,900	
大阪府	9,512	12,788	22,300	
兵庫県	6,200	16,007	22,207	
和歌山県	3,318	490	3,808	
鳥取県	1,226	4,600	5,826	
徳島県	3,260	2,280	5,540	
京都市	※京都府に含まれる		-	
大阪市	(2,400)	(0)	(2,400)	民間医療機関の件数は含まない
堺市	(1,275)	(725)	(2,000)	
神戸市	(1,100)	0	(1,100)	民間医療機関の件数は含まない
計	30,626	43,065	73,691	

(参考)

奈良県	1,500	4,400	5,900
-----	-------	-------	-------

※地方衛生研究所・保健所、民間検査機関、大学、医療機関等における最大限稼働した場合の検査数

4. 検査実績(人数) [参考]

(人)

府県市名	4月5~11日	4月12日(月)	13日(火)	14日(水)	15日(木)	16日(金)	17日(土)	18日(日)
滋賀県	3,375	616	613	496	372	575	238	124
京都府・京都市	6,660	674	1,704	1,177	1,517	1,463	1,823	966
大阪府(堺市除く)	63,473	11,704	6,001	13,384	16,750	17,792	17,452	12,467
兵庫県(神戸市含)	16,601	2,780	3,103	2,891	3,043	2,984	2,225	2,379
和歌山県	1,320	107	198	239	323	207	184	266
鳥取県	836	154	415	274	200	587	376	509
徳島県	905	75	102	140	127	211	282	182
京都市	※京都府に含まれる							
大阪市	※大阪府に含まれる							
堺市	2,655	620	224	706	650	746	714	595
神戸市	(4,694)	(714)	(683)	(1,440)	(675)	(582)	(565)	(199)
計	95,825	16,730	12,360	19,307	22,982	24,565	23,294	17,488
奈良県	4,798	791	1,006	743	868	947	557	431

※地方衛生研究所・保健所が行うPCR検査のうち行政検査

5. 入院可能病院数等

(4月19日現在)

府県名	入院可能 病院数 (機関)	うち感染症指 定医療機関 (機関)	受入可能 病床数計 (床)	うち感染症病 床数(床)
滋賀県	20	7	322	34
京都府	40	7	466	38
大阪府	70	6	1,990	78
兵庫県	62	9	839	54
和歌山県	21	7	400	32
鳥取県	18	4	321	12
徳島県	13	4	232	20
計	244	44	4,570	268

(参考)

奈良県	16	5	349	24
-----	----	---	-----	----

6. 都道府県調整本部の設置

(4月19日現在)

府県市名	設置日	名称	体制
	構成員人数・職種		統括DMATの人数
滋賀県	R2.4.8	滋賀県COVID-19災害コントロールセンター	24時間体制（一部オンコール）
	センター長：県健康医療福祉部理事 災害コーディネーター（統括DMAT含む）33名、行政職員8名		6名
京都府	R2.3.27	京都府新型コロナウイルス感染症入院医療コントロールセンター	24時間体制（一部オンコール）
	患者搬送コーディネーター：京都府保健医療対策監 統括DMAT、感染症指定等医療機関、行政職員		1名前後/日
大阪府	R2.4.1	大阪府新型コロナウイルス調整本部（大阪府入院フォローアップセンター）	24時間体制（一部オンコール）
	本部長（センター長）：医療監、他部内職員で構成		災害医療コーディネーター2名（内、統括DMAT 1名）
兵庫県	R2.3.19	新型コロナウイルス入院コーディネートセンター	24時間体制（一部オンコール）
	新型コロナウイルス感染症対策本部の医療体制班内に設置（看護師・事務職員等）		災害医療コーディネーター1名
和歌山県	R2.2.14	和歌山県入退院調整本部	
福祉保健部技監（医師）、感染症指定医療機関医師、各保健所長 感染症担当課職員、医療担当課職員			
鳥取県	R2.3.23	鳥取県新型コロナウイルス感染症入院医療トリアージセンター	保健医療圏を超える入院調整が必要となった段階から対応
	センター長：県福祉保健部健康医療局長 参与：感染症専門医師3名（各医療圏）		4名
徳島県	R2.4.1	徳島県新型コロナウイルス感染症入院調整本部	24時間体制（一部オンコール）
	本部長：保健福祉部感染症・疾病予防統括監（医師） 本部長（搬送調整Co.）：県医師会及び県内医療機関の医師7名		5名

(参考)

奈良県	R2.4.24	奈良県新型コロナウイルス感染症対策本部 入退院調整班	24時間体制（特に調整困難な場 合に対応）
	班長：医療政策局長（医師）、副班長：健康推進課参事（医師）、看護師1名、行政職員3名		1名

※R2.3.26厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡「新型コロナウイルス感染症の患者数が大幅に増えたときに備えた入院医療提供体制等の整備について」に基づく都道府県調整本部

7. 医療機関以外の受入体制

(4月19日現在)

府県市名	施設数	室数	確保・受入状況
滋賀県	3	414	県内のホテルを確保
京都府	2	826	府内のホテルを確保
大阪府	11	3,059	ホテル11施設3,059室(運用数3,059室)
兵庫県	7	1,015	県内の民間宿泊施設を確保
和歌山県	1	137	県内のホテルを確保
鳥取県	3	340	県内の民間ホテルを確保
徳島県	2	210	県内のホテル、リタイヤインフラ活用
計	29	6,001	

(参考)

奈良県	3	254	県内のホテル等（254室）を確保
-----	---	-----	------------------

8. 受診・相談センターの設置状況

(4月19日現在)

府県市名	箇所数	相談体制
滋賀県	2	・県庁専用ダイヤル（平日・土日祝8時30分～17時15分） ・大津市保健所（平日9時～17時）
京都府	1	・専用ダイヤル（京都府・京都市共通で設置） （土日祝日を含む24時間対応）
大阪府	16	・9保健所、中核市7保健所 （土日祝日を含む24時間対応）
兵庫県	17	・12保健所（平日9時～17時30分）中核市4保健所 ・県庁専用ダイヤル（24時間対応）
和歌山県	9	・8保健所（支所含む） ・和歌山市保健所（平日9:00～17:45）
鳥取県	4	・鳥取県看護協会（土日祝日を含む9時～17時15分） ・2保健所、鳥取市1保健所（上記以外の時間）
徳島県	1	・専用ダイヤル（土日祝日を含む24時間対応） （6保健所でも対応）
京都市	※	※専用ダイヤル（京都府・京都市共通で設置） （土日祝日を含む24時間対応）
大阪市	1	・1保健所（土日祝日を含む24時間対応）
堺市	1	・1保健所（土日祝日を含む24時間対応）
神戸市	1	・1保健所（土日祝日を含む24時間対応）
計	53	

(参考)

奈良県	6	・県庁（土日祝日を含む24時間対応） ・4保健所、奈良市保健所（平日8時30分～17時15分）
-----	---	--

9. 一般相談窓口の設置状況

(4月19日現在)

府県市名	箇所数	相談体制
滋賀県	2	・県庁専用ダイヤル（平日・土日祝8時30分～17時15分） ・大津市保健所（平日9時～17時）
京都府	1	・専用ダイヤル（京都府・京都市共通で設置） （土日祝日を含む24時間対応）
大阪府	1	・府庁（9時～18時（土日祝日を含む））
兵庫県	5	・県庁専用ダイヤル（24時間対応） ・中核市4保健所
和歌山県	2	・県庁（土日祝日を含む24時間対応） ・和歌山市保健所（平日9時～17時45分）
鳥取県	1	・県庁（平日8時30分～17時15分）
徳島県	1	・県庁専用ダイヤル（土日祝日を含む24時間対応）
京都市	※	※専用ダイヤル（京都府・京都市共通で設置） （土日祝日を含む24時間対応）
大阪市	25	・大阪市保健所（平日9時～17時30分） ・24区保健福祉センター（平日9時～17時30分）
堺市	1	・本庁専用ダイヤル（土日祝日を含む24時間対応）
神戸市	1	・本庁専用ダイヤル（土日祝日を含む24時間対応）
計	40	

(参考)

奈良県	6	・県庁（土日祝日を含む8時30分～17時15分） ・4保健所、奈良市保健所（平日8時30分～17時15分）
-----	---	--

(参考)

関西広域連合管内における変異株の状況

①検査開始からの延べ件数

4月20日時点 (件)

府県市名	変異株PCR陽性件数	変異株(ゲノム解析)確認数	確認された変異株		
			英国	南アフリカ	ブラジル
滋賀県	87	22	22	0	0
京都府	154	38	38	0	0
大阪府	925	251	251	0	0
兵庫県	361	217	217	0	0
和歌山県	48	4	4	0	0
鳥取県	29	—	—	—	—
徳島県	90	28	28	0	0
京都市	(京都府に含む)	(京都府に含む)	(京都府に含む)	(京都府に含む)	(京都府に含む)
大阪市	(大阪府に含む)	(大阪府に含む)	(大阪府に含む)	(大阪府に含む)	(大阪府に含む)
堺市	(大阪府に含む)	(大阪府に含む)	(大阪府に含む)	(大阪府に含む)	(大阪府に含む)
神戸市	(兵庫県に含む)	(兵庫県に含む)	(兵庫県に含む)	(兵庫県に含む)	(兵庫県に含む)
計	1,694	560	560	0	0

奈良県	99	77	77	0	0
-----	----	----	----	---	---

○出典：厚生労働省「都道府県別の変異株(ゲノム解析)確認数について」

※変異株PCR陽性件数：府県における変異株PCR検査数
 ※変異株(ゲノム解析)確認数：国立感染症研究所のゲノム解析数
 ※検査開始時期は、各府県により異なる

②4月以降の変異株スクリーニング件数 (件)

府県市名	スクリーニング件数 (A)	変異株PCR陽性件数 (B)	B/A (%)	時点
滋賀県	169	118	69.8%	(4/20)
京都府	446	261	58.5%	(4/20)
大阪府	3,966	3,125	78.8%	(4/18)
兵庫県	83	60	72.3%	(4/4)
和歌山県	423	228	53.9%	(4/20)
鳥取県	78	55	70.5%	(4/19)
徳島県	72	66	91.7%	(4/19)
京都市	(京都府に含む)	(京都府に含む)	—	—
大阪市	(大阪府に含む)	(大阪府に含む)	—	—
堺市	(大阪府に含む)	(大阪府に含む)	—	—
神戸市	297	223	75.1%	(4/4)
計	5,534	4,136	74.7%	—

奈良県	208	150	72.1%	(4/16)
-----	-----	-----	-------	--------

○各府県のデータにより作成

全国知事会緊急提言等

(4/4 第19回 新型コロナウイルス緊急対策本部会議)

- ① 第4波の到来を受けた今後の新型コロナウイルス感染症対策についての緊急提言（略）
- ② 新型コロナ「第4波危機」をみんなで抑えよう宣言
- ③ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の拡充について

(4/12 第20回 新型コロナウイルス緊急対策本部会議)

- ④ 第4波の到来を受けた今後の新型コロナウイルス感染症対策についての緊急提言（略）
- ⑤ 新型コロナ感染急拡大危機克服宣言

(4/19 新型コロナウイルス緊急対策本部 本部長・副本部長会議)

- ⑥ 第4波の到来を受けた今後の新型コロナウイルス感染症対策についての緊急提言
- ⑦ 国民のみなさまへ

新型コロナ「第4波危機」をみんなで抑えよう宣言

4月5日から、宮城県、大阪府及び兵庫県で「まん延防止等重点措置」が適用されることになりました。また、これまで感染が比較的落ち着いた地方でも、クラスターが続発するなど感染が拡大しており、変異株の広がりも含めて全国的に「感染しやすい」状況になっています。今まさに第4波が到来しているのです。

我々都道府県知事は、これまでの経験を踏まえ、互いの知恵を絞り、積極的疫学調査や戦略的なPCR検査等により感染の抑え込みに全力をあげてまいります。国民の皆様におかれましても、長引くコロナ禍の中での自粛疲れもあるかと思いますが、今一度「感染予防のレベル」を上げ、感染拡大防止に向けたご協力をお願い申し上げます。

「第4波危機」を抑え込むには、今が分かれ目です。私たち知事も一致結束して闘います。「ご自身」・「大切な人」・「ふるさと」を守るため、国民・事業者・政府・自治体が一体となって、感染拡大の阻止に向け行動しましょう。

○改めて、基本的な感染防止策の徹底を！

- ・変異株に対しても、マスク・手洗い・換気など基本的な感染防止対策を徹底することが重要です。三密を避け、マスクなしでの会話など感染リスクが高まる「5つの場面」への注意を改めてお願いします。
- ・歓迎会、コンパなど飲食の場での感染が増加しています。飲食店を利用する際には自治体が指定する認証店等の感染防止対策が講じられているお店を利用するとともに、黙食・個食・マスク飲食などの工夫を徹底しましょう。
- ・体調が悪い場合は、出勤や通学も控えて、すぐに医師や保健所等に相談しましょう。

○都道府県境をまたぐ移動には注意しましょう！

- ・まん延防止等重点措置が実施されている区域内外の往来については、不要不急のものを見送るとともに、往来をする場合は、感染防止対策を徹底し、外出・移動の自粛や飲食店への営業時間短縮等の要請に従うようにしましょう。その他の感染拡大地域においても、都道府県境をまたいで移動する際には十分注意するとともに、お住いや行先の自治体が出している要請に協力するようにしましょう。

○事業者の皆さまも引き続きご協力を！

- ・在宅勤務（テレワーク）やテレビ会議などを一層推進しましょう。
- ・飲食店におかれては、座席間の距離の確保、適切なアクリル板の設置、CO₂モニターを活用した換気の徹底や利用者へのマスク飲食の呼び掛けなど、大切なお客様や従業員のためにも感染防止対策を徹底しましょう。

○新型コロナウイルス感染症に関する偏見・差別は絶対にやめましょう！

- ・感染者自身のほか、最前線で治療に当たる医療従事者、感染者が発生した団体に属する人、県外から往来された方や外国人等に対する誹謗中傷や差別は絶対にやめましょう。
- ・また、公的に出される情報を確認して、根拠のない情報やうわさ話などに惑わされないよう注意しましょう。

令和3年4月4日

全国知事会

③ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の拡充について

○これまで、3次にわたる地方創生臨時交付金の予算措置に感謝

○しかし、**変異株の相次ぐ確認**など全国的にリバウンドが生じ、**本格的な「第4波」**が到来している中、**地域の実情に応じて、万全の感染拡大防止対策を講じる**とともに、**極めて厳しい状況にある地域経済や雇用対策に取り組み**ことが急務

○2月末時点の全都道府県調査では、**地方創生臨時交付金**について、

- ・ 交付限度額は**ほぼ予算計上済み**、かつ、**不足見込額は約6,000億円**
- ・ 全団体が増額を、多くの団体が**基金への積立要件の弾力化**等をそれぞれ要望

⇒ **予備費の活用など至急、都道府県が必要とする約6,000億円の増額を！**

「第4波到来」を受けた対策（下記例）が急務

- ① **感染拡大防止策**等・・・
飲食の場等での**感染防止強化策**（認証、資機材導入等）、戦略的かつ重点的なPCR検査
- ② **雇用維持と事業継続**・・・事業者への給付金（飲食店取引先等）、時短要請協力金
- ③ **経済活動の回復**等・・・観光・運輸・イベント事業への支援

⇒ **基金への積立要件の弾力化や期間延長、手続きの簡素化を！**
（**変異株等の状況変更**や**息の長い経済対策**への対応）

新型コロナウイルス感染急拡大危機克服宣言

宮城県、大阪府及び兵庫県に加えて、本日から東京都、京都府及び沖縄県において「まん延防止等重点措置」が適用されることになりました。今や、関西のみならず全国各地において変異株の確認や急速な感染拡大、重症例の増加などが見られ、また、飲食店だけでなく医療機関、福祉施設、学校、職場などクラスターの発生場所が多様化するなど、新型コロナウイルスの感染は従来と異なる局面に入ったと考えられます。

我々47人の都道府県知事は、こうした危機感を共有し、積極的疫学調査やPCR検査等の徹底、病床の確保をはじめ、あらゆる手段を用いて感染を抑え込むとともに医療危機を回避し、一致結束して住民の皆さまの命と健康を守るための新型コロナとの闘いに全力を尽くします。

「第4波危機」を抑え込むには、今が分かれ目です。「ご自身」・「大切な人」・「ふるさと」を守るため、「感染予防のレベル」を最大限に引き上げて、国民・事業者・政府・自治体が一体となって、感染拡大の阻止に向け行動しましょう。

○改めて、基本的な感染防止策の徹底を！

- ・変異株に対しても、マスク・手洗い・換気など基本的な感染防止対策を徹底することが重要です。三密を避け、マスクなしでの会話など感染リスクが高まる「5つの場面」への注意を改めてお願いします。
- ・歓迎会、コンパなど飲食の場での感染が増加しています。飲食店を利用する際には自治体が指定する認証店等の感染防止対策が講じられているお店を利用するとともに、黙食・個食・マスク飲食などの工夫を徹底しましょう。
- ・体調が悪い場合は、出勤や通学も控えて、すぐに医師や保健所等に相談しましょう。

○都道府県境をまたぐ移動による感染拡大を起こさないようにしましょう！

- ・感染拡大を防止するため、まん延防止等重点措置区域とその他の地域との間において、不要不急の都道府県間の移動は、極力控えるようにしましょう。その他の感染拡大地域においても、都道府県境をまたいで移動する際には、感染防止対策を徹底するなど十分注意するとともに、外出・移動の自粛や飲食店への営業時間短縮等の要請などのお住いや行先の自治体が出している要請に協力するようにしましょう。

○事業者の皆さまも引き続きご協力を！

- ・在宅勤務（テレワーク）やテレビ会議などを一層推進しましょう。
- ・飲食店におかれては、座席間の距離の確保、適切なアクリル板の設置、CO₂モニターを活用した換気の徹底や利用者へのマスク飲食の呼び掛けなど、大切なお客様や従業員のためにも感染防止対策を徹底しましょう。

○新型コロナウイルス感染症に関する偏見・差別は絶対にやめましょう！

- ・感染者自身のほか、最前線で治療に当たる医療従事者、感染者が発生した団体に属する人、県外から往来された方や外国人等に対する誹謗中傷や差別は絶対にやめましょう。
- ・また、公的に出される情報を確認して、根拠のない情報やうわさ話などに惑わされないよう注意しましょう。

令和3年4月12日

全国知事会

第4波の到来を受けた今後の新型コロナウイルス感染症対策 についての緊急提言

明日4月20日より「まん延防止等重点措置」を実施すべき区域に、埼玉県、千葉県、神奈川県及び愛知県の4県が追加されることとなった。これにより、「まん延防止等重点措置」の適用は全国で10都府県に広がり、その他の地域も含めて全国各地の新規感染者数は増加の一途をたどっている。

我々全国知事会としても、47人の知事が一丸となって、積極的疫学調査やPCR検査の徹底、病床の確保等に全力をあげているが、現在の変異株によりこれまでにない早さで感染拡大や重症化が進んでおり、強力な対策を講じなければ防ぎきれないとの危機感を共有している。

政府においては、こうした現場の実情を踏まえ、必要な場合には躊躇なく緊急事態宣言を再発出し、加えて大型連休における強力な対策を講じ、これ以上の感染の拡大を阻止するとともに、こうした対策の副作用として生じる地域経済への影響に対して、「大胆な経済対策」を実施されるよう、提言する。

記

1. 第4波の到来に対応した感染拡大の防止及び保健・医療体制の充実・強化 について

- 現在の変異株によりこれまでにない早さで感染拡大や重症化が進む危機的な状況を踏まえ、必要な場合には躊躇なく緊急事態宣言を再発出すること、大型連休において特に「まん延防止等重点措置」が適用されている都道府県との移動を抑制することを含め、国において強力な対策を迅速に講じるとともに、各都道府県知事が地域の感染状況や実情に応じた対策を、よりきめ細かく大胆に講じられるよう、基本的対処方針を変更すること。
- 国においては、第3波の経験を踏まえ、これ以上の感染拡大を回避するため黙食・個食・マスク飲食等の感染防止対策を強化するよう、家庭内感染の防止も含め、国民や事業者へ、エビデンスに沿ってその地域の実情に応じたテレビCMも含めて強力に呼び掛けるとともに、国としてゴールデンウィークも見通した感染抑制の目標を明確にし、国から自治体への助言・指導については、過度の負担や混乱を招くことのないようメリハリをつけた簡明なものとする。

- これ以上の感染拡大や、変異株の全国的な広がりを防止するため、ゴールデンウィークの移動も見据え、まん延防止等重点措置区域をはじめ感染拡大地域とその他の地域の都道府県境をまたいだ移動の自粛や、往来する場合の感染防止対策の徹底等について、国が責任をもって国民に強く呼び掛けること。
- 感染状況のステージ判断指標に入院率を加えるに当たっては、政府として入院病床の考え方やその確保について責任をもって明示するなど、地域の実情に応じた医療・療養体制の確保を考慮した検討を行うこと。
- まん延防止等重点措置の適用に当たっては、ステージ判断指標との関係など基準を速やかに明らかにするとともに、早期に感染を抑え込むためにも、スピード感をもって都道府県知事の判断で迅速かつ柔軟に発動可能な運用とするなど、機動的に対処すること。
- 変異株も含めた感染拡大防止策を展開することが現下の対策の根幹であり、積極的疫学調査と入院・治療の徹底を図り、都道府県・保健所が感染ルートを探知し感染の封じ込めを図れるよう支援すること。併せて、緊急事態宣言地域外も含め地域の実情に応じた大規模なPCR検査実施など思い切った対策を速やかに講じ、新技術の導入支援も含め、PCR検査や積極的疫学調査等に対する強力な財政支援を行うとともに、国が保有している全国の感染事例を専門家の分析・検証と共に共有をすること。
- 感染者数の急増時においても積極的疫学調査や入院勧告などの重要な機能を保健所が円滑に行うことができる体制を確保するため、国としても保健師の派遣や育成も含めた体制の充実・確保を図るとともに、保健所業務のひっ迫に対応するため、業務の効率化・簡素化について見直しを継続して検討すること。
- 無症状者に焦点を当てた幅広いPCR検査等（モニタリング検査）については、迅速化や飲食店への重点化等、効果的に行えるよう改善を行うとともに、陽性疑い時には入院等につなげることも含めて、モニタリング結果を活用した対応策を講じ、十分な財政措置を行うこと。また、感染の拡大やモニタリング検査、高齢者施設での検査等の検査件数の増加に対応するため、チップやチューブ等の検査用資材の安定供給を図ること。
- 改正感染症法第16条の2の規定に基づき、自費検査を行う民間検査機関に対する協力要請が行われているが、未だに陽性の検査結果が出たにもかかわらず保健所にその連絡が届かない事例が生じていることから、確実に陽性の結果が保健所に届く仕組みを早急に構築すること。

- 医療機関や高齢者施設、障がい者施設等において、新型コロナウイルス感染者を早期発見し、クラスターの発生を防止するため、新規の入院・入所者に対しPCR検査を実施する費用について国として全面的な財政措置を行うこと。
- 飲食の場における感染対策の強化のため、マスク飲食の実践をはじめ業種別ガイドラインに準拠して、感染症対策を講ずる飲食店を自治体が認証する取組や、当該認証の取得に向け飲食店が行う適切なアクリル板の設置、換気設備、二酸化炭素モニターの設置に要する費用等に係る自治体の助成について、国としても積極的に推奨するとともに業界団体への働きかけや認証基準に関する科学的知見の提供等を行うこととし、これらを踏まえた地域が工夫して実施する取組について、地方創生臨時交付金の感染症対応分の増額をはじめとした特別枠による強力な支援を講ずるなどの特別の財政措置や、認証店を対象とした地域の実状に応じた需要喚起策を講じること。また、マスク飲食の効果等について国として科学的に示すこと。
- 飲食店等に対する営業時間短縮要請を行う際の協力金等に加え、回復患者を受け入れる医療機関や社会福祉施設への支援、高齢者や障害者の入所施設の従事者への集中的検査及び幅広いPCR検査（モニタリング検査）に要する経費など、医療検査体制の充実に要する財政負担が多額となることを見込まれるため、即時対応特定経費交付金の交付要件緩和や適用期間の延長、感染者の多い地域に対する感染症対応分の増額など、国として全面的な財政措置を行うこと。
- 基本的対処方針に基づき都道府県が実施する、飲食店におけるガイドライン遵守のための見回り活動について、業種別・地域毎のガイドラインについて統一的運用のあり方について検討するとともに、都道府県の財政負担が生じないように、国として全面的に財政措置を講ずること。
- 全国各地での変異株の増加を踏まえ、N501Y、E484K などの変異も含め新型コロナウイルス検体の全数調査を最終目標として、N501Y 以外の変異株も対象とした遺伝子解析を地域でスクリーニングできる体制づくりを、民間検査機関への判定働きかけも含めて推進し、解析を国全額負担で実施することができるよう、試薬の配分等も含め速やかに体制強化を図ること。また、早急にスクリーニング検査の全国比較ができるよう公表基準を統一して、国内の新型コロナウイルスの感染力の変化や特性、世界各国で確認されている変異株との関係、重症化や子ども・若者への感染等についての分析、さらには新たな変異株のサーベイランスなど、科学的・専門的情報を迅速に提供するとともに、最新の知見を踏まえた対処方法を示し、これに基づく方針変更について丁寧に都道府県に説明を行うこと。加えて、民間検査機関での実施分も含

め変異株サーベイランスに要する経費は、国において全額財政措置をすること。また、世界各国での変異株の確認等を踏まえ、現行の水際対策については当面継続し、緩和の時期は慎重に判断すること。

- 3月26日以降の全ての入国者・帰国者については、国が設置した「入国者健康確認センター」において健康フォローアップ及び自宅待機の確認を行うこととなり、都道府県の負担が軽減したところであるが、健康観察期間中に入国者等が所在不明となることのないよう、所在や連絡先の把握など引き続き水際対策の強化に取り組むこと。
- 先般の第3波において、患者の急増により重症者や死亡者が増加し、一般医療にも支障が生じた経験を踏まえ、病床確保計画の見直しをすることとされたが、過度な負担を医療現場にかけることにならないよう、地域の実情に即したガイドラインを国として示すこと。また、その見直しにあたって、コロナ病床の稼働率向上のため、後方支援病床の確保等についても盛り込まれたところであり、その確実な確保のため、同一医療機関内での転床時の診療報酬かさ上げや空床補償、退院時の移送なども含め、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の対象拡大・弾力的運用・増枠などによる財政支援を行うこと。あわせて、介護施設をはじめとした社会福祉施設対策について、令和3年度分の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護分）を予備費の充当等により確保し、施設からの申請受付を再開するなど、まん延防止対策の支援を拡充すること。
- 今後の深刻な病床ひっ迫時にも対応していくため、一般医療の制限を行う範囲等の指針について、国が責任をもって明らかにし、当該制限に伴い生ずる経営上の損失の補償についても国の責任において財源措置を行うほか、処遇改善や業務負担軽減を通じた医療従事者の確保、感染症専門施設の設置支援に取り組むこと。また、こうした地域の医療・福祉の提供体制を維持するため、新型コロナウイルス感染症患者の受入れの有無にかかわらず、受診・利用控えにより減収が生じている医療機関、薬局、健診機関、介護・福祉サービス、あん摩マッサージ・鍼灸・柔道整復等の事業所等への支援を行うこと。
- 診療・検査医療機関や受診相談を行う医療機関が引き続き発熱患者への対応を行う必要があることを踏まえ、補助金の交付や個人防護具（PPE）の支給等の支援を継続すること。
- 第4波への対応を図るとともに、今後の新興・再興感染症の感染拡大にも対応できるよう、新型コロナウイルス感染症の重症・中等症患者の受入に中心的な役割を果たした、二次・三次医療を担う医療機関の診療報酬を大幅に

引き上げること。また、医学部定数の取扱いや公立・公的病院に係る地域医療構想については、新型コロナウイルス感染症対策に支障のないよう、慎重な対応を図ること。さらに、医療従事者や重症化リスクの高い高齢者施設等における感染を防止するための施設職員に対する定期的な検査への財政支援や感染が確認された場合の支援チームの派遣について、引き続き支援すること。

- 感染拡大地域への医師・看護師の応援派遣について、国において自衛隊の活用なども含め総合調整をしっかりと行うとともに、DMAT等を参考に、感染症危機管理対策に機動的に対応できる医療チームの育成等を国の責任で行うこと。
- 後遺症に悩む患者の医療の確保に向けて、後遺症の実態解明を早急に進めるとともに、対策に取り組むこと。

2. 緊急事態宣言により影響を受けた全国の事業者への支援及び雇用対策について

- 全国で一致団結し感染拡大を抑え込む対策を実施してきたところであり、緊急事態宣言の副次的効果により緊急事態宣言対象地域外の地域や営業時間短縮要請の対象となった飲食業以外の業種においても厳しい影響が生じている。こうした地域や業種を問わず多くの事業者が国全体の感染拡大防止に協力し雇用継続に努力されていることに鑑み、国においては、緊急事態宣言解除後においても、広く影響を受けた飲食業以外の業種などへの実効性ある経済雇用対策を公平に講ずるよう、強く求める。

特に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金において、緊急事態宣言の対象にならなかった地域も含めて広く影響を受けた飲食店や関連事業者を支援するための新たな特別枠を創設することも含め、感染拡大の影響を受け厳しい経営環境にある事業者に対して地方が独自にその実情に応じて支援できるようにすること。また、一時支援金について、緊急事態宣言対象区域の飲食店との取引関係等の要件を撤廃するなど、支援対象地域も含めた支給対象の拡大や支給額の上限引上げ、売上げ要件の緩和等を図るほか、持続化給付金や家賃支援給付金の再度の支給や要件緩和・企業規模に応じた支給額の引上げを行うこと。特に飲食業等自粛の影響が強く現れた業種には、速やかな実効性のある対策を講じるとともに、国民から十分な理解が得られるよう、事業者の経営への影響の度合いを勘案し、公平性の観点や円滑な執行等が行われることに配慮すること。

- 民間金融機関の実質無利子・無担保融資の申込み再開及び償還期間等の延長や返済猶予等も含めたアフターケア、信用保証協会に対する信用補完制度の拡大や支援、大企業とみなされ対象外となる地方の中堅企業に対しての中小企業支援策の適用、税の減免・優遇措置・猶予など、事業者や労働者等への支援を行うとともに、信用保証に基づく代位弁済や預託原資調達に係る借入利息等の都道府県に生じる負担に対する支援を行うこと。併せて、一時支援金も含め各種の支援策の活用を働きかけるための周知・広報や申請サポート体制整備や適正な手数料設定、申請簡素化などにより、迅速で実効的な支給につなげること。
- 緊急事態宣言に伴う Go To トラベル事業等の全国での一時停止やまん延防止等重点措置の発動により、裾野の広い観光産業をはじめ地域経済に大きな影響が及んでおり、引き続き経済情勢を踏まえて機動的に雇用創出・消費喚起対策や総需要対策を行うこと。特に、既に大きな損失を被っている上に、ゴールデンウィーク期間中にまん延防止等重点措置が適用されることにより非常に大きな打撃を受けるバス・鉄道・航空・船舶・タクシー・レンタカー等の交通事業者や旅行者・宿泊業者・観光施設・土産物店等の観光関連事業者、飲食事業者、運転代行業者、ブライダル事業者、イベント事業者に対し、事業規模に応じた手厚い経営支援を早急に行うこと。また、コメをはじめ農林水産業への影響に対する対策を講じること。
- 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、2月末時点の各都道府県への調査では、交付限度額分は国において新年度に繰り越した分も含めてほぼ予算計上済みであり、かつ、不足見込額が既に約 6,000 億円となっており、さらに第4波の到来により全国で感染が拡大している状況も踏まえ、すべての地方自治体が必要とする額について、予備費を活用するなど、至急、国において確保し追加配分を実施するとともに、地方財政対策を十分に行うこと。また、基金積立要件の弾力化や期間延長、手続きの簡素化などを図ること。
- 大都市圏の地域にゴールデンウィーク期間中も含めてまん延防止等重点措置が適用され、都道府県境をまたがる移動の自粛が求められたことを受けて、全国各地に大きな影響が生じていることから、苦境にあえぐ地域経済への支援を行うための大胆な経済対策を実施するとともに、予備費を活用した新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加配分を至急実施すること。
- 先般創設された地域観光事業支援について、近隣圏域での旅行も含め柔軟かつ弾力的な運用とし、6月以降の継続等についての方針を明確にするるとともに、Go To トラベル事業については、感染状況などの地域の実情を踏まえ、

運用変更前に都道府県と十分な情報共有を図ることも含め、適切に運用すること。また、感染状況を踏まえて事業を再開する際には、地域間に不公平が生じないようにするとともに、幅広い業種の支援につながることも勘案し、実施期限を延長することに加え、地域共通クーポンについて、地域性や周遊旅行の特性等を反映した運用が可能となるよう、割引率の効果的な設定等の工夫も含めて検討すること。併せて、国において、「新しい旅のエチケット」を周知徹底するとともに、旅行前PCR検査の徹底・強化など旅行前に陽性者を発見できる体制を構築すること。

- Go To イート事業については、感染状況により食事券の新規発行停止や利用自粛を実施している都道府県があることから、食事券の販売期間（最長5月末）及び利用期間（最長6月末）を延長すること。また、食事券の販売期間及び利用期間が都道府県ごとの運用とされていることから、事業者や国民に混乱を与えることのないよう適時適切な周知に努めるとともに、キャンペーン事務局からの加盟店への代金振り込みが早期に行われるよう対応を講ずること。
- 緊急事態宣言の対象地域の内外を問わず、飲食店をはじめ様々な業種で働くパートやアルバイトも経済的な影響を受けていることから、事業者に対して、パート、アルバイト等への休業手当の支払いと雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金の活用などを強く働きかけること。加えて、労働者が直接国へ請求できる休業支援金・休業給付金について、学生や女性を含めた非正規労働者に対して制度の活用に向けた周知を徹底するとともに、申請に関するサポート体制を整備すること。
- 新型コロナウイルス感染症のもたらす影響により雇用に対する情勢が深刻化しつつあり、全国どこでも雇用が悪化していることに対応できるよう、地域を限定せずに国費を拡充し、雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金の特例措置や休業支援金・休業給付金の更なる対象拡充・延長に加え、失業給付の充実を図るほか、基金を活用した「緊急雇用創出事業」を早期に創設するなど、機動的かつ効果的な雇用対策を行うこと。なお、雇用調整助成金の特例措置等の段階的な縮減を検討する際は、地域の経済と雇用情勢を十分に把握・分析し、都道府県の意見を十分聞いた上で行うこと。
- 雇用調整助成金の特例措置については、先般、緊急事態措置実施地域、まん延防止等重点措置実施地域において、知事の営業時間短縮等の要請に協力する飲食店等のみ、6月末まで現行の特例措置を維持するとの方針が示されたが、その他の地域においても大都市圏でのまん延防止等重点措置等により、幅広い業種に影響が生じていることから、現行の特例措置について地域・業

種を限定せずに延長すること。

- 4月15日に申請受付が開始された中小企業事業再構築支援事業について、要件が厳しく取り組みにくいとの声が事業者及び支援機関から出ていることから、ポストコロナを見据え、小規模事業者も含めより多くの中小企業が取り組みやすくなるよう、新規性要件等の補助対象要件を緩和すること。
- 新型コロナウイルス感染症に伴う離職者を支援するため、新たなスキルの習得といった職業能力開発促進策等の一層の拡充・強化を講じ、人手不足や成長分野への労働力移動を図ること。
- コロナ後を見据え、「新次元の分散型国土」や産業立地による新たな国・地方のあり方に向けて、政府としても強力な移住促進・企業移転推進等をはじめ活力ある地方の実現と都市・地域の交流を促進する取組を展開すること。

3. ワクチン接種体制の円滑な実施について

(1) ワクチン接種の進め方及び体制の確保

- ワクチン接種については、「国民の安全・安心を第一に進めていく」との基本姿勢に立ち、現場で生じる種々の疑問に対し早急に対応できる体制を構築するなど、接種体制やシステムも含めた諸課題について検証しながら丁寧かつ着実に進めること。また、ワクチン供給が予定どおり確実に行われることはもとより、現場での準備が円滑に進むよう、国として、いつまでに国民の何割の接種を目指すのかや子どもへの接種を含めてグランドデザインを早期に明らかにした上で、ワクチン接種の間隔等について適切な検討を加えるとともに、感染拡大防止に資するよう前倒しで接種を図るべく万全を尽くすこと。加えて、ワクチンの種類や量、供給時期、副反応の事例・分析結果等の情報を含め、現場で住民の理解を得てワクチン接種を円滑に進めるため、より具体的に供給スケジュールや配分量及び地方の要望量等について可及的速やかに示すこと。併せて、市町村や医療機関等が連携して円滑かつ迅速に実施することができるよう、ワクチン接種の意義・有効性及び副反応も含めた具体的情報を全ての国民に対し、迅速かつわかりやすく周知・広報を継続的に行うほか、副反応情報を組織的に都道府県と共有する仕組みをつくること。
- 感染急拡大を踏まえ、ファイザー社製ワクチンの輸入量確保や、安全性の検証を踏まえた上でのアストラゼネカ社製・モデルナ社製ワクチンの早急な承認手続きにより、ワクチンの必要量を確保するとともに、医学部・看護学部の学生なども含めワクチン接種ができる者の範囲を拡大し、全国で早期にワクチン接種が進むよう緊急に対策を講じること。

- 医療従事者等に対する優先接種に際しては、輸入枠の確保や既に承認申請がなされた国内で製造しているワクチンの早急な承認手続など、ワクチンの総数を十分に確保・供給すること。また、医師数以外の指標も考慮する等適切に配分を進め、できる限り速やかに医療従事者等への優先接種を完了し、接種期間の重複による支障を極力生じることのないよう、高齢者に対する優先接種への円滑な移行を図ること。
- 全国知事会での再調査により、当初、全国で約480万人となっていた医療従事者等の優先接種の対象人数が約477万人となったが、再度の調査で大きな増減があった都道府県もあるなど相当不足をきたす所も生じているところであり、当初の各都道府県の対象人数を基に配分する国の方針では、真に必要な量のワクチンが配分されているわけではない。加えて、当初の対象人数には、「助産所の従事者」「医学部生等の医療機関において実習を行う者」「予防接種業務に従事する者」が含まれていないことや、年度替わりには新規採用や異動が集中することから、国として、各都道府県のワクチンの過不足度合いを把握し、配分の再調整を行うとともに、対象者数全てが接種可能な量のワクチンを迅速かつ確実に供給すること。
- 各都道府県の実情に応じた接種が円滑に実施できるよう、ワクチンの供給状況に応じ、基本型接種施設から基本型接種施設への移送を可能とするなど、「ワクチン接種円滑化システム（V-SYS）」の仕様により各都道府県の運用が制限されることのないようにし、ワクチン供給の範囲内で都道府県において弾力的に対応できる仕組みとするとともに、医療従事者等への負荷軽減や確実な体制整備を進めながら、現実的なスケジュールのもとに、丁寧かつ着実に進めること。
- 東日本大震災に係る避難者や原発・除染関連作業員も含め、漏れのない接種体制を確立すること。また、各地域での接種を早期に完了することや、重症化リスクが高い高齢者等の施設利用者に直接接する観点から、高齢者施設及び障害者施設の65歳未満の入所者・利用者、高齢者等の送迎者など接種会場の運営スタッフ、さらには接種順位の上位とされない疾患等で医療機関に長期入院している患者や警察官、エッセンシャルワーカー等についても柔軟に優先接種の対象として取り扱うことを可能とするとともに、卸の地域割に関わらず、広域的な取組の実施が可能となるよう手引きを改正するなど、地域の実情に応じて弾力的な対応ができるよう配慮すること。併せて、現場と具体的な情報共有を速やかに行いつつ、ワクチン接種に係る意義や予診票の記入方法の説明動画等、全国的に必要なと考えられる周知・啓発の素材について、国において準備し全国に配布するなど、自治体窓口等への支援を行うこと。

- 施設入所者への接種を実施するに当たって、入所者がもれなく接種を受けられるよう、住民票の所在地が他の市区町村の場合の接種券の発行や予診票の同意取得に関する手順等について対応指針を示すこと。
- 4月12日から開始されることとなった高齢者への優先接種に際しては、接種の本格化に向け、段階的に接種範囲を広げながら、得られた知見を効果的に共有しつつ、検証・改善を着実にを行い、安全かつ円滑な実施と高齢者の安心の確保につなげること。
- ワクチン接種施設となる医療機関の多くは、通常診療に加え、新型コロナウイルス感染症の患者の診療等様々な対応を実施している状況であるため、V-SYSに係るIDの確実な交付や簡便な運用等も含め、ワクチン接種に係る事務作業を極力省力化し、医療現場の負荷軽減を図ること。
- 人材が限られている離島やへき地をはじめ、接種に係る医療従事者の確保が課題となっていることから、潜在看護師の掘り起こしや各種団体への派遣の働きかけを行うとともに、へき地以外の地域においても、へき地と同様に看護師及び准看護師の労働者派遣を可能とするなど、国として必要な支援を行うこと。
- 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の上限額については、送迎費用等も含め接種体制の整備に係る費用に地方の負担が生じないように、引き続き、地方自治体の意見も踏まえ、国の責任において、令和3年度中の財政措置の全体像を市町村に明確に示すことも含め、きめ細かく必要な財政措置を講じること。
- 集団接種会場を設け短期間で大規模な接種を行うためには、接種に従事する医療従事者に対し、通常の診療を休止するなどの措置を要請する必要がある。接種に関わる医療従事者が通常診療を休止した場合の影響をふまえた十分な報酬を受け取れるよう、財政措置を行うこと。また、集団接種会場で従事した医療従事者の報酬額が地域によって差が生じないように、国において目安となる単価を早急に示すこと。
- 通所介護の事業所の近隣等で利用者へのワクチン接種を行う場合、接種時間は介護報酬に算定されないため、円滑な接種の実施に支障が生じるおそれがあることから、事業所の不利益にならない措置を講じること。
- 国が示した接種委託費用単価（2,070円）は、インフルエンザ予防接種費用と比較して低く抑えられていることから、接種医療機関をできるだけ多く確保するためにも、十分なインセンティブを持った単価設定とすること。

- 可能な限りワクチンを有効に活用するため、1バイアルから6回分採取可能な針とシリンジについて、医療従事者等接種分を確実に供給するとともに、高齢者接種分についても速やかに確保すること。また、キャンセル分も含めたワクチンの余剰分について、廃棄処理や接種券の送付を受けていない方への接種に係る考え方や、当初予定していた方以外に接種した場合においても予防接種法に基づく健康被害の救済対象とすることなど、国としての対応指針を示すこと。

併せて、ワクチンの希釈に必要な生理食塩水用の針とシリンジについても、医療従事者等接種分に加え、住民向け接種分についても必要量を現場で確保できるよう、国としても対策を講ずること。

- 今後、ワクチン接種が本格化する中、保冷バッグ、バイアルホルダー、保冷剤等のワクチン移送に必要な資器材の不足が懸念されることから、必要量を現場で確保できるよう、国としても対策を講ずること。

- 各都道府県に設置が求められている副反応専門医療機関の設置については、大学病院や急性期病院など地域の中核的医療機関が想定されているが、これらの医療機関は、通常診療に加え、新型コロナウイルス感染症の患者の診療等様々な対応を実施している状況であるため、国において、その他の医療機関も含めた役割を整理し一定の方向性を示すこと。併せて、アナフィラキシー対応に必要となるアドレナリン自己注射薬等の救急措置用品について、必要量を現場で確保できるよう、国としても対策を講ずること。

また、接種施設で副反応が起こった際の対応マニュアル等を早期に整備すること。

加えて、先行接種で得られた課題や安全性、副反応等に係る知見等を速やかに都道府県と共有するとともに、相談窓口等で活用できる副反応情報FAQの充実や「ワクチン休暇」の導入支援を図るほか、供給量に制約がある中で国としての接種に対する考え方を示すとともに、併せて、予防接種健康被害救済制度の弾力的な運用を図ること。

- 新型コロナウイルスを完全に制圧するため、政府は基金の創設など大胆な資金投入を行い、国家的重要戦略として、国産ワクチン製造の支援も含め、必要十分なワクチンの確保・供給を図るとともに、特効薬や治療法の確立を実現すること。また、治療薬等の研究開発を行う研究機関・企業等に対し重点的な支援を行うほか、医薬品・医療機器等の産業育成を戦略的に進めること。

- 市町村においては、各種健診の実施など他の保健業務も引き続き実施する必要があることから、こうした通常業務に可能な限り支障を来さないようにワクチン接種と各種保健業務との兼ね合いも考慮した上で、各種健診・保健

指導等の実施を延期できるようにすることも含め、国としての方針を示すなど、市町村の事務負担軽減に配慮すること。

(2) ワクチン接種関連システム

- ワクチン接種に関連するシステムに係る制度設計は、縦割りを排し、関係省庁が連携して一体的に行うとともに、自治体等への説明・支援の窓口も一元化し、自治体独自の予約システム等との一体的運用に配慮すること。

また、自治体等に対し、システムに関する情報を速やかに提供するとともに、システムの運用に当たっては、実際に使用する市町村や都道府県と緊密に連携しながら丁寧に検証を進め、洗い出された課題については、早急に改善につなげるなどの対応に努めること。

- 「ワクチン接種記録システム（VRS）」及び「ワクチン接種円滑化システム（V-SYS）」については、ワクチン接種の会場や医療機関における情報入力を基本としており、その確実な実施に向けて、日本医師会を通じた医療機関への協力要請や入力端末の十分な配布など、必要な措置を講じること。

また「接種実績が確認できない」「市町村が医療機関等にワクチンを配分したにもかかわらず『分配量の情報』欄の分配量合計に反映されない」など、現在トラブルが多発していることから、適正なワクチン配分・配送に影響が出ることはないよう、速やかに改善するとともに、トラブル時においても、情報提供が継続されるよう、必要な措置を講じること。

加えて、動画等による操作マニュアルの作成・配布により、円滑なデータ入力を支援するとともに、入力端末の故障やトラブルにも迅速に対応できるよう、予備機の配布を行うこと。

さらに、早期に2つのシステムを情報連携させ、自治体のシステムとの円滑な情報連携を図り、データ入力や移行作業が必要最小限で済むようにするなど、市町村に過度な負担とならないよう改修を行うとともに、接種履歴の管理の一元化を図ること。

また、V-SYSにおける施設類型情報の変更については、これまでの知事会の提言を踏まえて可能とされたところであり、その点は評価しているが、変更できる場合が限定されており、特に、連携型・サテライト型から基本型への変更は、連携型・サテライト型としてのワクチンを使い切らなければ、基本型として配分を受けることができないため、医療従事者への接種と高齢者への優先接種が輻輳する時期等において、的確なタイミングでの変更が行えず、ワクチンの移送に支障を生じる恐れがある。既に高齢者接種の先行実施が始まり、4月下旬からの本格実施までに一刻の猶予もないことを重く受け止め、自治体におけるワクチンの様々な配分方法に柔軟に対応できるよう、現場の実情に即して、ワクチンの迅速かつ円滑な供給を可能とする改善を、抜本的かつ強力に

実行すること。

- VRSについては、市町村が安心してシステムを運用できるよう、十分なセキュリティ対策を講じるとともに、システムの利用に起因するトラブルについては、国の責任において対応すること。

また、住民基本台帳システムや予防接種台帳システムから、マイナンバーや個人情報を含んだデータを組み合わせ、USBメモリ等を介してCSV形式で登録・更新する仕様となっているが、住民の転出入を反映するため、この仕様に従ったデータの更新作業が、今後、長期間にわたり継続的かつ頻繁に行われることとなる。このため、市町村が適切に情報漏えい防止の措置を講じることができるよう、国において、具体的な作業手順や留意すべき事項等についてガイドラインを定め、周知徹底を図ること。

今後、データ登録等の作業が継続的に必要となることから、市町村や医療機関に対し、財政面も含め必要な支援を確実に行うこと。

4. 誰ひとり取り残さない社会の構築について

- 感染者及び最前線で治療に当たる医療従事者をはじめとするエッセンシャルワーカーやその家族、更には他の都道府県からの来訪者や外国人等に対するデマの拡散、偏見や差別、心ない誹謗中傷、感染者等個人の特定などにより人権が脅かされることのないよう、国においても人権を守る対策を強力に講じること。

また、地方の相談窓口の設置やネットモニタリング業務等に対する財政支援、国によるSNS人権相談窓口の設置などを行うとともに、国において感染者情報等の統一的な公表基準を定めること。

- 在住外国人の感染が各地域で拡大し、クラスターが多数発生することにより、医療機関や宿泊療養施設にかかる負担が非常に大きくなっていることから、在住外国人に対しては、改めて感染対策を呼びかけるとともに、国においても感染拡大防止につなげるための実態把握等を行うこと。また、職場やコミュニティにおける感染防止対策が徹底されるよう、経済団体や大使館等を通じて、きめ細かな周知を図るとともに、在住外国人を雇用する派遣事業者や派遣先についても業種別ガイドラインを策定するなど、早急に対策を強化すること。更に、在住外国人に対する保健所の積極的疫学調査、入院調整、健康観察等をはじめ、宿泊療養施設又は自宅における療養、外来診療・検査等が円滑に進むよう、通訳者等の雇用や多言語化等にかかる経費について、十分な財政的支援を講じるとともに、特に地域で不足する通訳者等の人材の確保・育成を行うこと。また、外国人住民への適切なワクチン接種のため、

問診票等の多言語化やコールセンターでの多言語対応などの環境整備と市町村への財政支援も確実にを行うこと。

- 子どもの貧困や児童虐待、DVの潜在化のおそれなどを踏まえ、子ども食堂をはじめ地域で子育て支援を行う団体等への支援を強化するとともに、ひとり親家庭や多子世帯、DV事案への継続的な支援や生活福祉資金貸付等の各種特例措置の継続、修学旅行実施への配慮、大学生等の経済的負担の軽減や再び就職氷河期世代を生み出さないための対策のほか、新生活のスタートを切る若者への支援策を講じるなど、子ども庁創設の検討も含め、将来世代等を応援するための対策を行うこと。
- 生活が困難な方を支える生活福祉資金の特例貸付について、償還免除の要件を住民税非課税世帯に限定せず、借受人の収入実態等に基づき判断するなど、さらなる緩和をするとともに、今後、生活が困難な方への相談や支援の中心となる生活困窮者自立支援事業の上限枠を見直すなど、継続的な支援体制が整備できるよう支援すること。また、収入が減少した方の国民健康保険・後期高齢者医療制度・介護保険の保険料減免について、引き続き国による全額の財政支援を継続すること。
- 就職・就業の際に必要な各種の国家試験等について、受験生本人に感染が確認された場合や、感染が拡大している地域が試験地となっている場合等においても受験機会が最大限確保されるよう、オンライン試験の導入や代替日の設定を行うなど、国において環境整備を図ること。
- コロナ禍で深刻化する孤立・孤独対策をアウトリーチも含めて強力で推進するとともに、自殺者が増加していることを踏まえ、国においても自殺対策を強力で講じるとともに、交付金等の弾力的な運用を図ること。

令和3年4月19日

全国知事会新型コロナウイルス緊急対策本部

本部長	徳島県知事	飯泉 嘉門
本部長代行・副本部長	鳥取県知事	平井 伸治
副本部長	京都府知事	西脇 隆俊
副本部長	神奈川県知事	黒岩 祐治
本部員	43都道府県知事	

国民のみなさまへ

～ ゴールデンウィークは移動を控えて、みんなで大切な「いのち」と「ふるさと」を守ろう～

都道府県境をまたぐ移動は慎重に！

- ・ 都道府県境をまたぐ移動は、感染状況を踏まえ、その必要性をご家族やご友人とも相談して慎重に判断を
- ・ 特に、「まん延防止等重点措置」都道府県との移動は極力お控えを

予防のレベルを最大限に！

- ・ 「三密」の徹底的な回避を
- ・ 会食はガイドライン認定店など感染対策が講じられたお店で、少人数・短時間、マスク飲食など感染防止対策の徹底を

都道府県からの要請にご協力を！

- ・ 外出自粛や飲食店の営業時間短縮等の要請にご協力を
- ・ GW期間中の出勤は必要最小限に、テレワークも活用を

令和3年4月19日

全国知事会

新型コロナウイルスの感染急拡大を受けた緊急提言

関西圏では、とりわけ変異株による感染も多数確認され、4月に入って新規感染者数が第3波の最多人数（1,219人/日）を大きく上回るなど急増し、自宅療養及び入院調整中の感染者の急増や、重症患者数が重症病床確保数を上回り、救急患者の受け入れに支障が生じるなど、医療体制が危機的状況にある。

関西広域連合では、京都府、大阪府及び兵庫県が「まん延防止等重点措置」の実施区域に指定されるとともに、12府県市が一丸となって感染拡大防止に取り組んでいる。

これ以上の感染拡大は何としても防がなければならない。

については、政府におかれても下記のとおり対処されるよう提言する。

記

1 緊急事態措置、まん延防止等重点措置の適用について

関西圏域の感染状況は、1日あたりの新規感染者数が過去最高を更新するなど急拡大しており、予断を許さない状況であることから、関西の府県が「緊急事態措置」又は「まん延防止等重点措置」の適用を要請した際には迅速に対応すること。

特に、緊急事態措置においては、飲食店をはじめ多くの施設において休業要請等を行う必要が生じるため、事業継続に向けた持続化給付金や補助金、協力金などに適切に対応すること。

2 基本的対処方針について

現在の変異株による流行急拡大の局面においては、政府が定めているまん延防止措置や緊急事態措置における基本的対処方針の対策では決め手に欠ける。

従って、都道府県知事が地域の感染状況や実情に応じた対策を、よりきめ細かく大胆に講じられるように変更すること。

3 実効ある感染拡大防止策の実施について

緊急事態措置やまん延防止等重点措置については、休業要請、営業時間の短縮要請や感染対策に限定されていることから、専門家の知見を踏まえた具体的な措置や効果など、より実効ある感染拡大防止策を示すこと。特に、無症状の感染者による感染拡大を防ぐためにも、その兆候や特徴等を示すこと。

4 変異株対策について

関西圏で感染が拡大している英国型の変異株（N501Y）は、①感染力が強い、②重症化しやすい、③重症化の速度が早いなどの特徴があり、様々な対策を講じても感染拡大に歯止めがかかっていない。

現在、主に家庭内での感染が広がっているが、ひとたび医療機関、高齢者福祉施設などで変異株によるクラスターが発生すると、更に感染者数が爆発的に増加する恐れがあることから、感染拡大防止のための適切な変異株対策を早期に示し、必要な措置を強化すること。

5 ワクチン接種の一層の推進について

- (1) ファイザー社のワクチンの輸入枠確保に加え、既に承認申請がなされ審査中のアストラゼネカ社・モデルナ社のワクチンについても、安全性の検証を十分に踏まえた上で早急な承認手続を行い、更に強力的に、全体的なワクチンの必要量を早期に確保すること。特に、アストラゼネカ社のワクチンは、関西圏でも製造されることから早急な活用を図ること。
- (2) ワクチン接種を行える者をより多く確保するため、薬剤師や医学部・看護学部の学生など対応ができる者の範囲を拡大する特例を認めること。
- (3) コロナ対策の目処を示すことで安心感が醸成されることから、医療従事者、高齢者、高齢者施設等の従事者、基礎疾患を有する者、それ以外の者へのワクチン供給と接種スケジュールを明確に示すこと。
- (4) 感染力や重症化のリスクが従来とは異なる変異株の急速な拡大を抑え込むため、ワクチンについては、感染拡大地域に重点的に配分すること。

6 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額等について

まん延防止等重点措置を実施する地域では、①営業時間短縮要請の協力金支給や飲食店等への感染防止対策の徹底、②新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の対象外とされている回復患者を受け入れる医療機関等への支援や高齢者施設等の従業者への集中的検査等について、今後も多額の財政負担が見込まれる。

また、これらの地域以外でも、独自の感染症対策を実施するにあたり、財政負担が大きくなっているところである。

これらの対策のために、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用が必要となることから、予備費の活用を含め、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額を行うとともに、即時対応特定経費交付金の適用期間の延長を行うなど、国として全面的な財政措置を行うこと。

7 人権を守る対策の徹底について

感染者及び最前線で治療に当たる医療従事者、更には他の都道府県からの来訪者や外国人等に対するデマの拡散、偏見や差別、心ない誹謗中傷、人物の特定などの人権が脅かされることのないよう、国においても人権を守る対策を強力に講じること。

令和3年4月20日

関西広域連合

広域連合長	仁坂 吉伸 (和歌山県知事)
副広域連合長	西脇 隆俊 (京都府知事)
委員	三日月大造 (滋賀県知事)
委員	吉村 洋文 (大阪府知事)
委員	井戸 敏三 (兵庫県知事)
委員	荒井 正吾 (奈良県知事)
委員	平井 伸治 (鳥取県知事)
委員	飯泉 嘉門 (徳島県知事)
委員	門川 大作 (京都市長)
委員	松井 一郎 (大阪市長)
委員	永藤 英機 (堺市長)
委員	久元 喜造 (神戸市長)

令和3年4月20日

政府対策本部長
内閣総理大臣 菅義偉 様

大阪府対策本部長
大阪府知事 吉村 洋文

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく
緊急事態宣言の発出に関する要請について

大阪府においては、4月5日以降、まん延防止等重点措置として、府民への外出自粛要請や、飲食店等への営業時間短縮の要請等を、実施し、感染防止に努めてまいりました。

しかし、4月上旬から、これまで経験したことがないほど感染が急拡大しています。これにともない、重症患者数は病床確保計画の確保病床数を超え、医療提供体制は極めて危機的な状況です。

このような状況を踏まえ、本府と国がより一層連携し、さらなる感染防止対策をとることが必要であることから、本日、大阪府新型コロナウイルス対策本部会議において、国に対し、緊急事態宣言の発出を要請することを決定いたしました。

つきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、大阪府を「緊急事態措置を実施すべき区域」とする緊急事態宣言を発出することについて検討されるよう、要請いたします。

<参考資料> 大阪府における政府分科会のモニタリング指標の状況

大阪府における政府分科会のモニタリング指標の状況

参考資料

指標（抜粋）		ステージIV 目安	4/15	4/16	4/17	4/18	4/19	ステージIV 目安の状況
医療提供 体制等の負荷	確保病床の占有率	50%以上	70.9%	73.3%	76.1%	81.3%	82.6%	●
	入院率	25%以下	13.0%	12.6%	12.3%	12.3%	12.3%	●
	重症病床の占有率	50%以上	69.8%	72.6%	75.4%	76.5%	80.0%	●
	人口10万人あたり療養者数	30人以上	124.11	132.41	140.49	150.19	152.86	●
感染の状況	陽性率 1週間平均	10%以上	8.4%	8.0%	7.7%	8.0%	8.0%	○
	週・人口10万人あたり新規報告数	25人以上	76.96	80.14	82.06	86.51	87.84	●
	感染経路不明割合 1週間平均	50%以上	63.7%	63.3%	63.9%	64.6%	64.8%	●

政府対策本部長

内閣総理大臣 菅 義偉 様

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく
緊急事態措置を実施すべき区域の公示に関する要請について

兵庫県は、4月5日からまん延防止等重点措置を実施すべき区域となり、県民への外出自粛要請や、飲食店への営業時間短縮の要請などを地域の状況に応じて重点的に実施し、感染拡大防止に努めてまいりました。しかしながら、本日の新規陽性者が過去最多の563人となるなど、感染の急拡大は収まらず、医療提供体制は非常にひっ迫し、通常医療にも影響が及んでいます。

このような極めて深刻な状況を踏まえ、本県と国が一体となり、最大限の感染防止対策をとることが必要であることから、本日、県新型コロナウイルス対策本部会議において、国に対し、緊急事態宣言の発出を要請することを決定いたしました。

つきましては、本県を新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置を実施すべき区域として公示されるよう、要請いたします。

令和3年4月21日

兵庫県対策本部長
兵庫県知事 井戸 敏三

政府対策本部長
内閣総理大臣 菅 義偉 様

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく
緊急事態措置を実施すべき区域の公示に関する要請について

京都府は、4月12日からまん延防止等重点措置を実施すべき区域となり、府民への外出自粛要請や、飲食店等への営業時間短縮の要請などを地域の状況に応じて重点的に実施し、感染拡大防止に努めてまいりました。しかし、感染は拡大傾向にあり、医療提供体制はひっ迫しつつあります。

このような深刻な状況を踏まえ、本府と国が一体となり、最大限の感染拡大防止対策をとることが必要であることから、本日、京都府新型コロナウイルス対策本部会議において、政府に対し、緊急事態宣言の発出を要請することを決定いたしました。

つきましては、本府を新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置を実施すべき区域として公示されるよう、要請いたします。

令和3年4月21日

京都府対策本部長
京都府知事 西脇 隆俊